

# 令和5年度第1回 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議 次 第

日時 令和5年4月24日（月）  
14時00分～16時00分  
場所 あけぼのビル501会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）  
について

- 4 その他
- 5 閉 会

# 資料一覧

- (資料 1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）の概要
  - (資料 2) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）
  - (資料 3) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）に対する  
県民コメントへの県の対応・考え方（案）について
- 

- (参考資料 1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例全文
- (参考資料 2) 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する  
指針
- (参考資料 3) 令和 5 年度予算  
(性の多様性を尊重した社会づくりの推進、LGBTQへの支援)
- (参考資料 4) 今後のスケジュール

## ご議論いただきたいポイント

- 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画  
(案) について

# 「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)」について

## 計画の位置付け

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- (2) 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」との整合を図り、県の分野別計画として策定する計画
- (3) 県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の検討を踏まえ、県民、事業者、学校、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画

## 計画の期間

令和5年度から令和7年度まで  
(3年間)

## 計画の目標

### 性の多様性を尊重した社会づくり

～全ての人があるゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～

## 計画の基本方針

### 基本方針① 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解増進を図る。

### 基本方針② 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、LGBTQや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図る。

### 基本方針③ 暮らしやすい環境づくり

LGBTQが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進する。



# 施策体系

## 基本方針

## 具体的施策

## 推進項目

I 性の多様性  
に関する理解の  
増進

1 県民や事業者等への意識啓発

- ① 性の多様性に関する意識啓発
- ② 事業者向け研修の実施
- ③ 県職員に対する研修等の実施
- ④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施

2 性の多様性に係る人権教育の推進

- ① 児童生徒に対する教育の実施
- ② 教職員等への研修の実施
- ③ 家庭、地域社会における学習機会の提供

II 相談しやすい  
体制の充実

1 相談体制の充実

- ① 県民向け相談の実施
- ② 学校における相談の実施
- ③ 事業者向け相談の実施
- ④ 苦情処理の在り方の検討

2 県内相談機関への支援

- ① 県内相談機関向けの研修の実施
- ② 県内相談機関ネットワークの構築

## 施策体系

### 基本方針

Ⅲ 暮らしやすい  
環境づくり

### 具体的施策

1 安心して生活できる環境づくりの推進

2 働きやすい環境づくりの推進

### 推進項目

- ① **生計を共にするLGBTQの権利や身分に関する制度や手続きの見直し**
- ② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進
- ③ 学校における性の多様性への配慮
- ④ 防災対策における性の多様性への配慮
- ⑤ 医療機関・不動産業界等への働き掛け
- ⑥ 市町村への支援
- ⑦ 民間団体に関する情報の提供



- ① 事業者向け研修の実施(再掲)
- ② 事業者向け相談の実施(再掲)
- ③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及



## 数値目標

① にじいろ県民講座参加者数

目標値(令和5~7年度累計)  
18,000 人

② 性の多様性に関する理解増進  
の取組を実施した学校の割合

目標値(令和7年度)  
100 %

③ 埼玉県アライチャレンジ企業登録  
企業数

目標値(令和7年度末累計)  
220 社

赤字：県民コメント時点からの主な修正箇所

# 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（案）

（令和5年度から令和7年度）

彩の国  埼玉県

## 目次

第1章 計画策定に当たって	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 性の多様性に関する本県の状況	
第2章 計画の基本的な考え方	15
1 計画の目標	
2 計画の基本方針	
3 計画の体系	
4 計画の指標	
第3章 計画の内容	19
基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	
基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	
基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	
第4章 計画の推進体制	30
資料編	33

※埼玉県では、「LGBTQ」を性的マイノリティを表す総称として表記しています。

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

埼玉県議会令和4年（2022年）6月定例会において「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例<sup>1</sup>」が成立し、令和4年7月8日から施行されました。

LGBTQ<sup>2</sup>は、周囲の理解不足による差別や偏見から、生活の様々な場面で困難に直面しており、LGBTQが暮らしやすい環境づくりや性の多様性<sup>3</sup>に関する社会全体の理解増進などが課題となっています。

こうした現状を踏まえ、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、本計画を定め、性的指向<sup>4</sup>や性自認<sup>5</sup>に関して、基本的な考え方や今後の方向性を明らかにします。

本計画に示す取組を着実に進めることで、誰もが活躍し共に生きる社会の実現を目指していきます。

## 2 計画の位置付け

- (1) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第9条に基づき、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」との整合を図り、県の分野別計画として策定する計画です。
- (3) 県民からの意見や埼玉県性の多様性に関する施策推進会議<sup>6</sup>の検討を踏まえ、県民、事業者、学校、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

<sup>1</sup> 令和4年7月8日施行。性の多様性を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

<sup>2</sup> レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性の在り方を決めていない、決められない等の人）など、性的マイノリティを表す総称の一つ。

<sup>3</sup> 性的指向及び性自認の多様性。性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である。性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとって「SOGI」という言葉が用いられることもある。

<sup>4</sup> 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向。

<sup>5</sup> 自己の性別についての認識。

<sup>6</sup> 埼玉県における性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進するために設置された会議。性の多様性又は男女共同参画・人権に関する学識経験のある者や、性の多様性に関する当事者支援団体の者等で構成している。

### 3 計画の期間

令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間

### 4 性の多様性に関する本県の状況

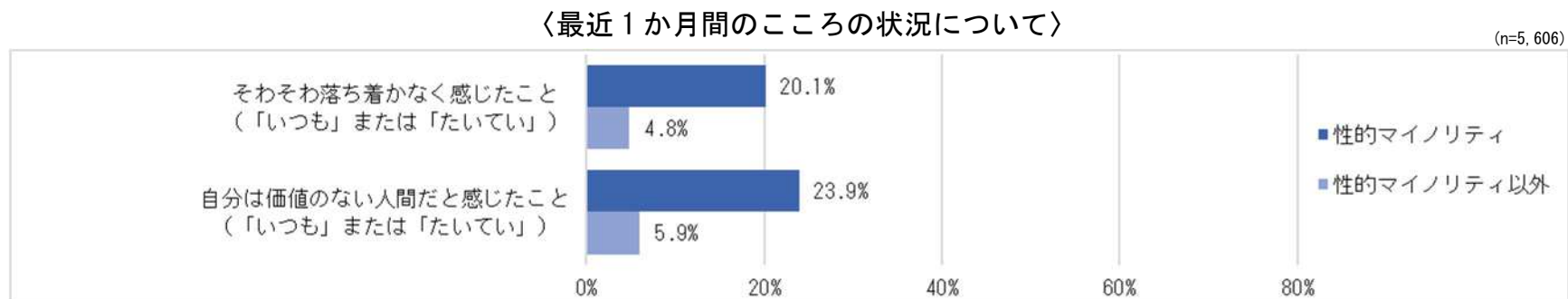
#### （1）LGBTQが置かれた状況

県では、LGBTQ（性的マイノリティ<sup>7</sup>）について、県民の性的指向や性自認、心身の健康状態、いじめ等の体験などを把握するために、令和2年度に「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」を実施しました。

この調査で性的マイノリティに分類される人の数は184人（回答者5,606人の3.3%）でした。

#### ① ころの状況等に関するLGBTQとLGBTQ以外との比較

最近1か月間のころの状況や、精神的に追い込まれた経験等についてみると、性的マイノリティは性的マイノリティ以外と比べ、自己否定感が強い方や精神的に追い込まれた経験のある方が非常に多いことがわかります。

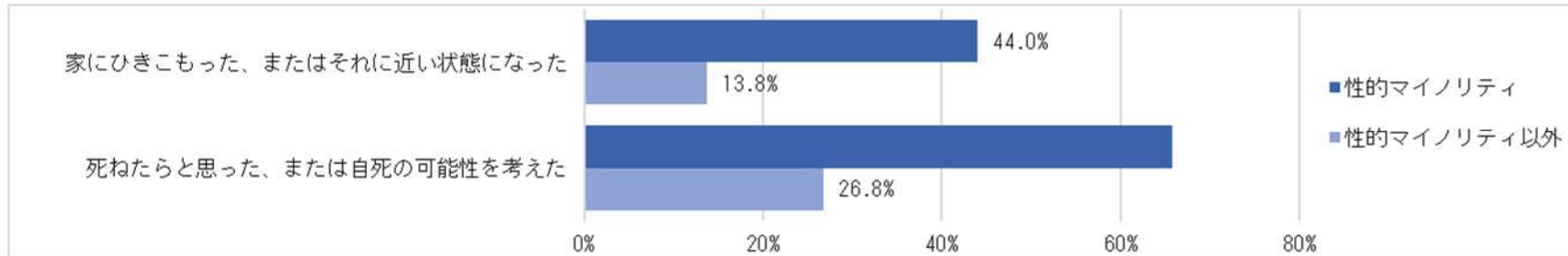


（出典）県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和2年度）

<sup>7</sup> 同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。

### 〈精神的に追い込まれた経験〉

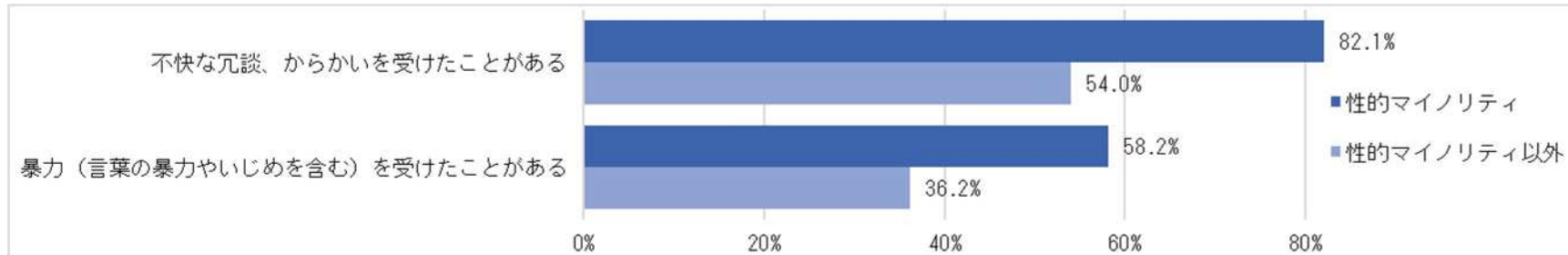
(n=5,606)



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

### 〈ハラスメント被害の経験〉

(n=5,606)



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

## ② 学生時代におけるLGBTQが置かれた状況

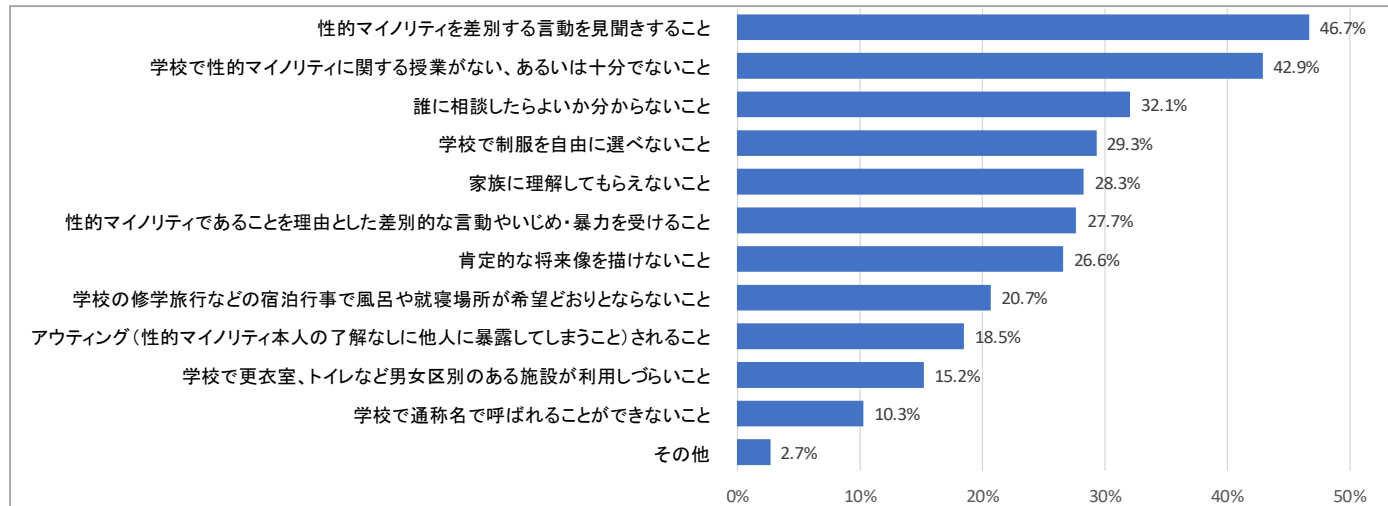
### ア 学生時代に性的マイノリティであること／関連したことで悩んだ経験

全体では、経験があるものでは、「性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること」(46.7%)「学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと」(42.9%)の順に多くなっています。

悩んだ時期についてみると、時期別上位3項目のうち、「高等学校の頃」では、『学校で性的マイノリティに関する授業がない、あるいは十分でないこと』(33.2%)、『性的マイノリティを差別する言動を見聞きすること』(30.4%)の順になっています。

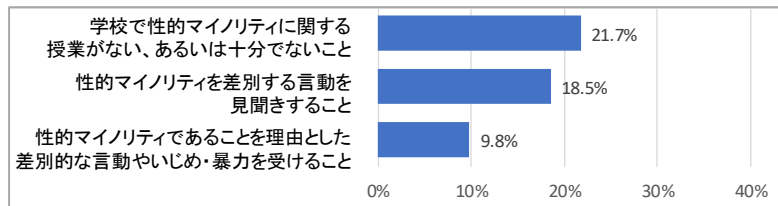
〈全体〉

(n=184)

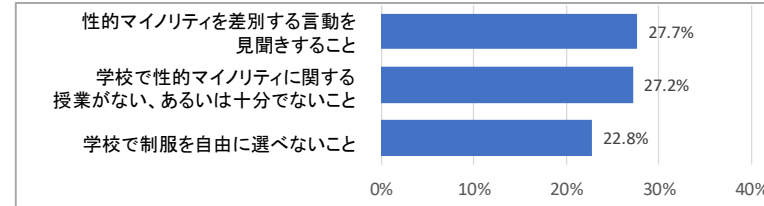


〈時期別上位3項目〉

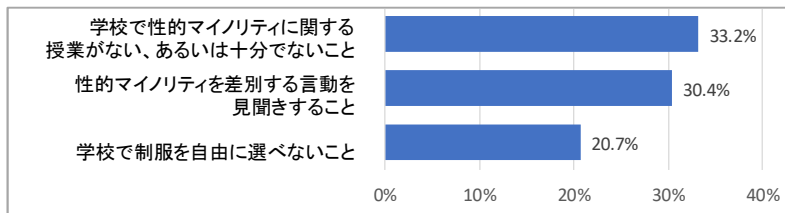
・小学校 4～6年生の頃



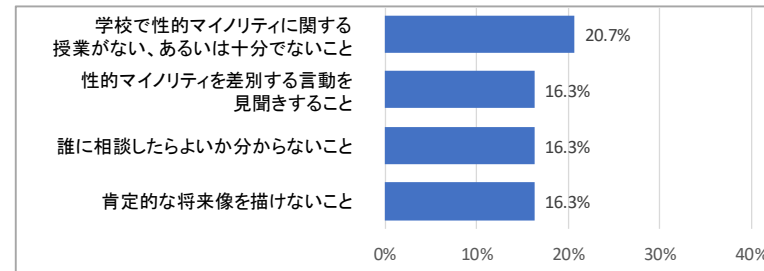
・中学校の頃



・高等学校の頃



・高等学校以降の学校(大学等)の頃

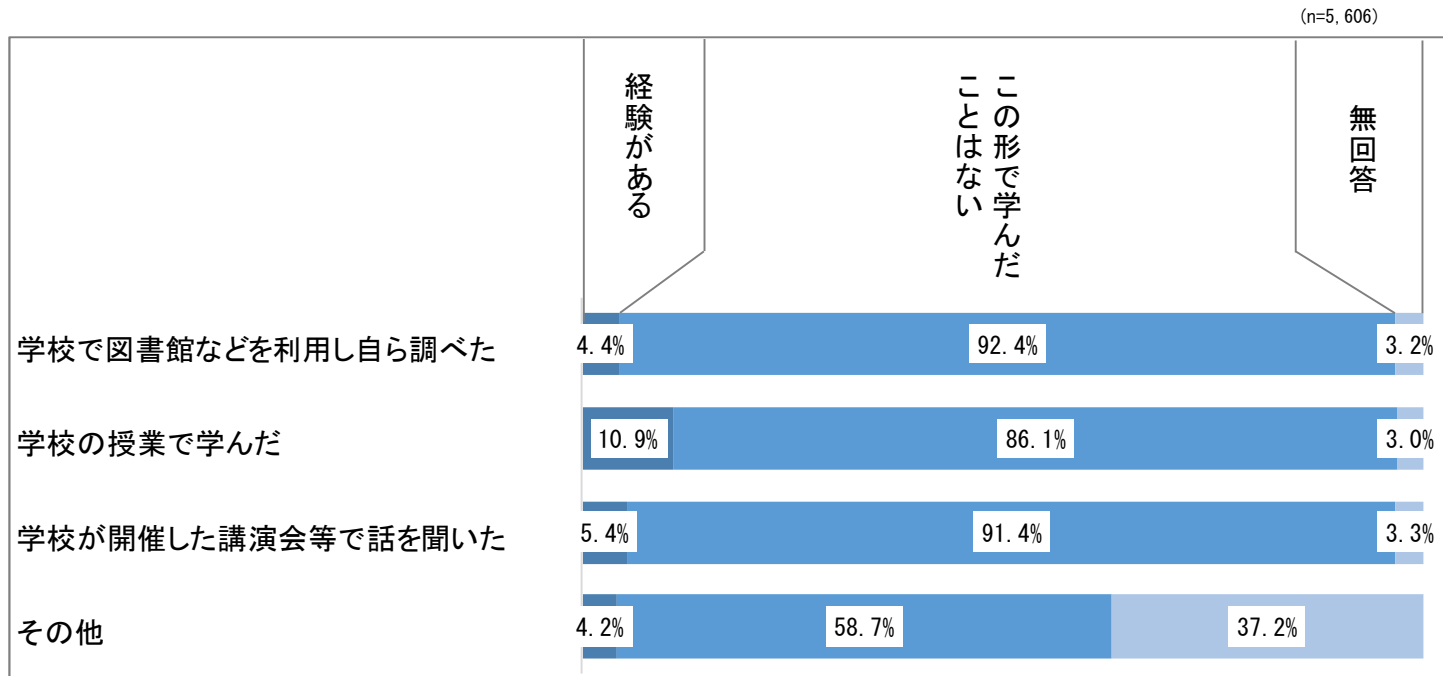


(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)



## イ 学校で性的マイノリティについて学んだ経験

性的マイノリティについて学んだ経験についてみると、全ての項目で「この形で学んだことはない」が最も多くなっています。「経験がある」割合を年代別にみると、その他を除き若年層ほど高くなっています。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

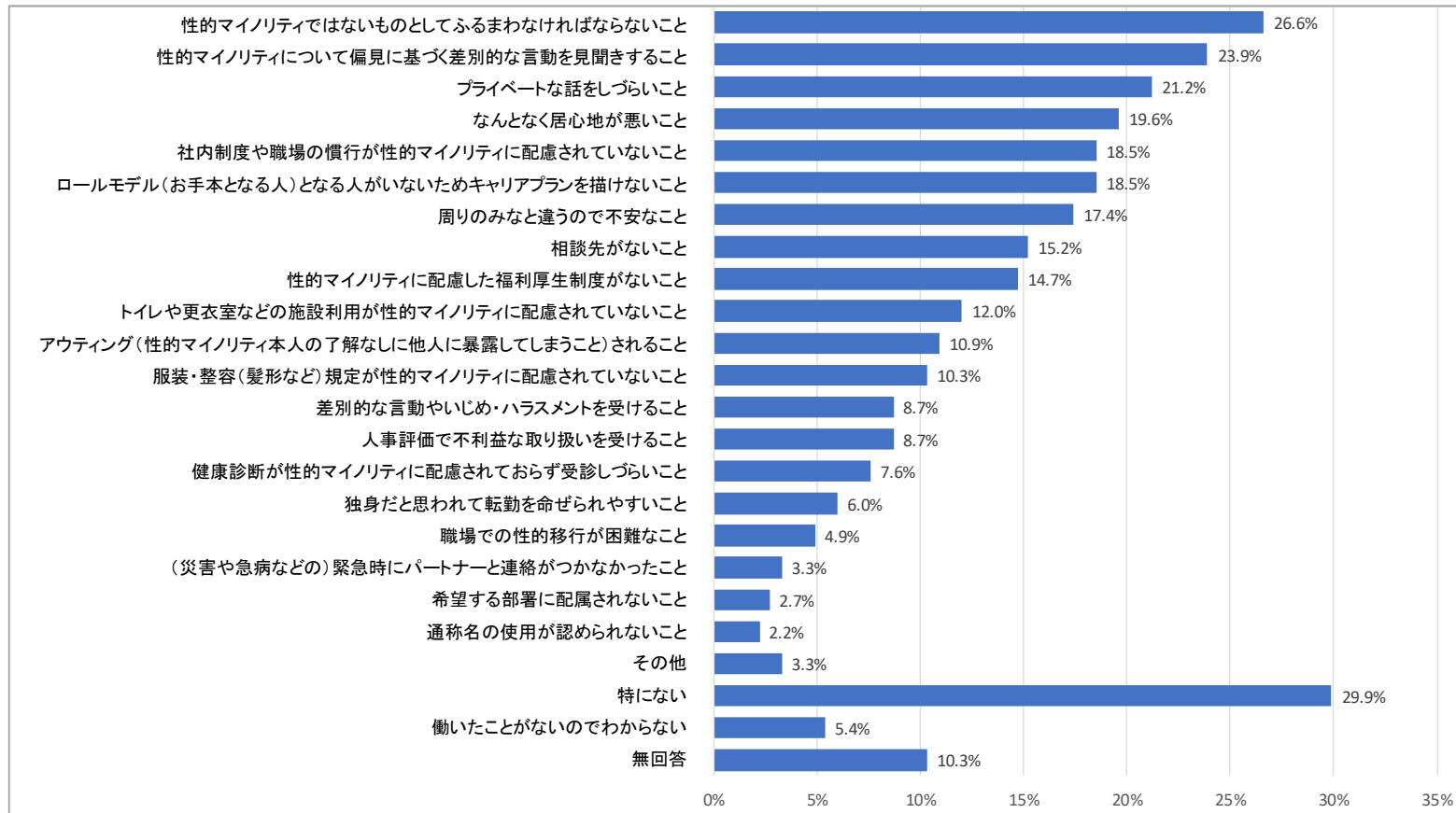
〈「学んだ経験がある」の年代別内訳〉

	《経験がある》			
	学校で図書館などを利用し 自ら調べた	学校の授業で 学んだ	学校が開催した講演会等で 話を聞いた	その他
全体	4.4%	10.9%	5.4%	4.2%
18歳～19歳	16.3%	64.1%	42.4%	2.2%
20歳～24歳	18.6%	54.4%	25.5%	5.3%
25歳～29歳	9.3%	26.8%	12.3%	6.3%
30歳～34歳	5.8%	21.7%	7.5%	7.1%
35歳～39歳	4.4%	11.9%	5.9%	7.3%
40歳～44歳	3.2%	6.0%	2.4%	3.4%
45歳～49歳	2.2%	3.4%	2.0%	2.6%
50歳～54歳	2.0%	3.3%	2.0%	3.2%
55歳～59歳	3.2%	3.5%	2.6%	3.6%
60歳～64歳	2.0%	3.3%	1.9%	3.0%

(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

- ③ 職場におけるLGBTQが置かれた状況～職場で性的マイノリティであること／関連したことで悩んだこと～  
 悩んだことについてみると、「性的マイノリティではないものとしてふるまわなければならないこと」(26.6%)、  
 「性的マイノリティについて偏見に基づく差別的な言動を見聞きすること」(23.9%)、「プライベートな話をしづ  
 らいこと」(21.2%)となっています。

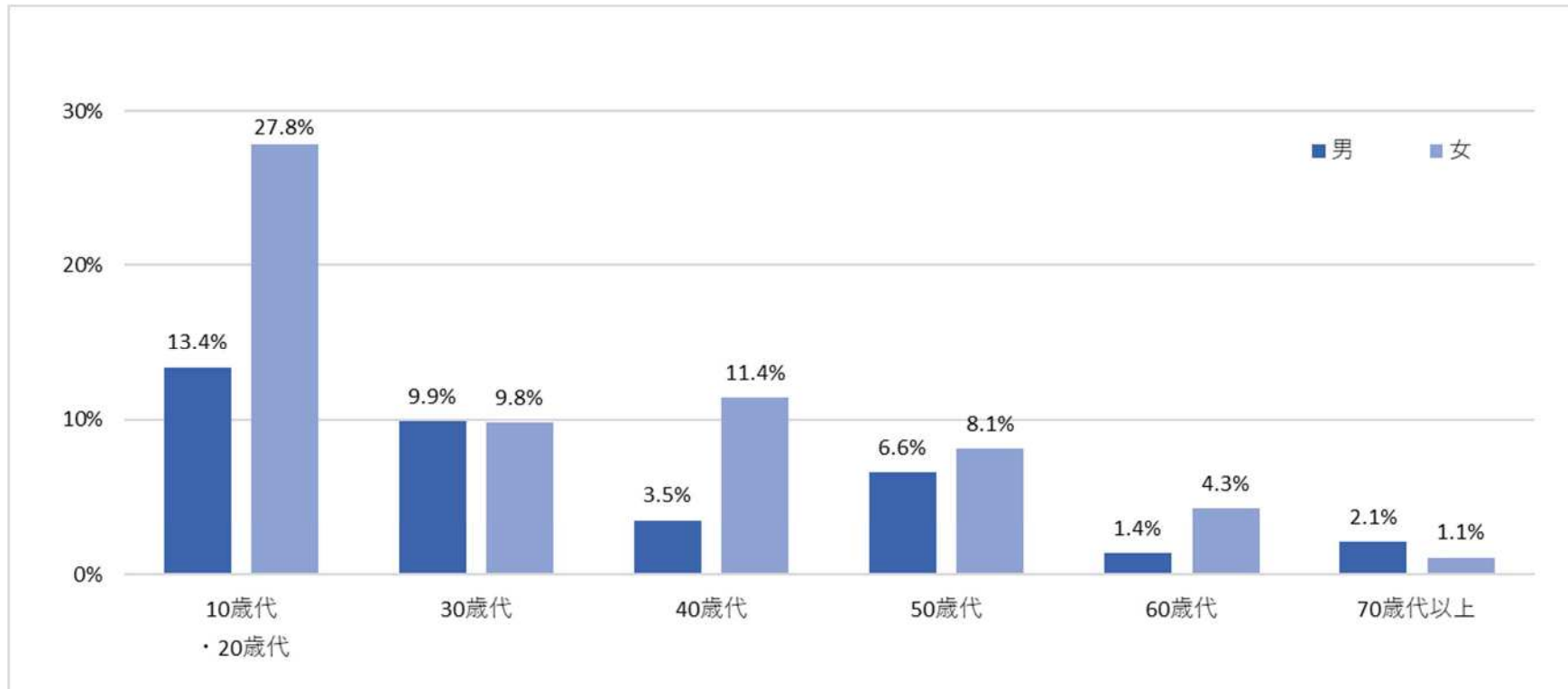
(n=184)



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

(2) 共生社会を実現するために最も重要だと思う取組

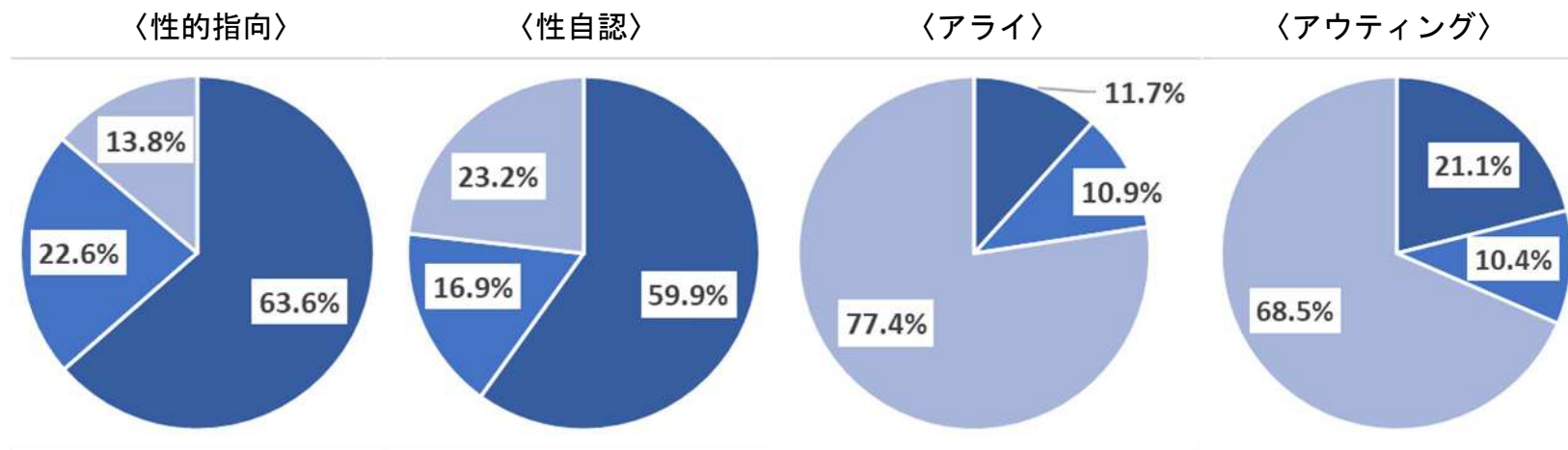
令和3年度に実施した県の県政世論調査によると、共生社会を実現するために最も重要だと思う取組として「LGBTQ（性的マイノリティ）への理解促進」と回答した方の割合は、10歳代（18・19歳）・20歳代（27.8%）の女性が他の年代層・性に比べて特にながななっています。



(出典) 県民広聴課「埼玉県政世論調査」(令和3年度)

### (3) 性の多様性に関する言葉の認知度

令和4年度に実施した県の「県政サポーターアンケート」によると、「性的指向」「性自認」は「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」が約6割である一方、「アライ<sup>8</sup>」「アウトィング<sup>9</sup>」は「言葉を聞いたことはなく、意味も知らない」がそれぞれ77.4%、68.5%となっています。



- 言葉を聞いたことがあり、意味も知っている
- 言葉を聞いたことはあるが、意味は知らない
- 言葉を聞いたことはなく、意味も知らない

(出典) 県民広聴課「県政サポーターアンケート『性の多様性について』(令和4年度)

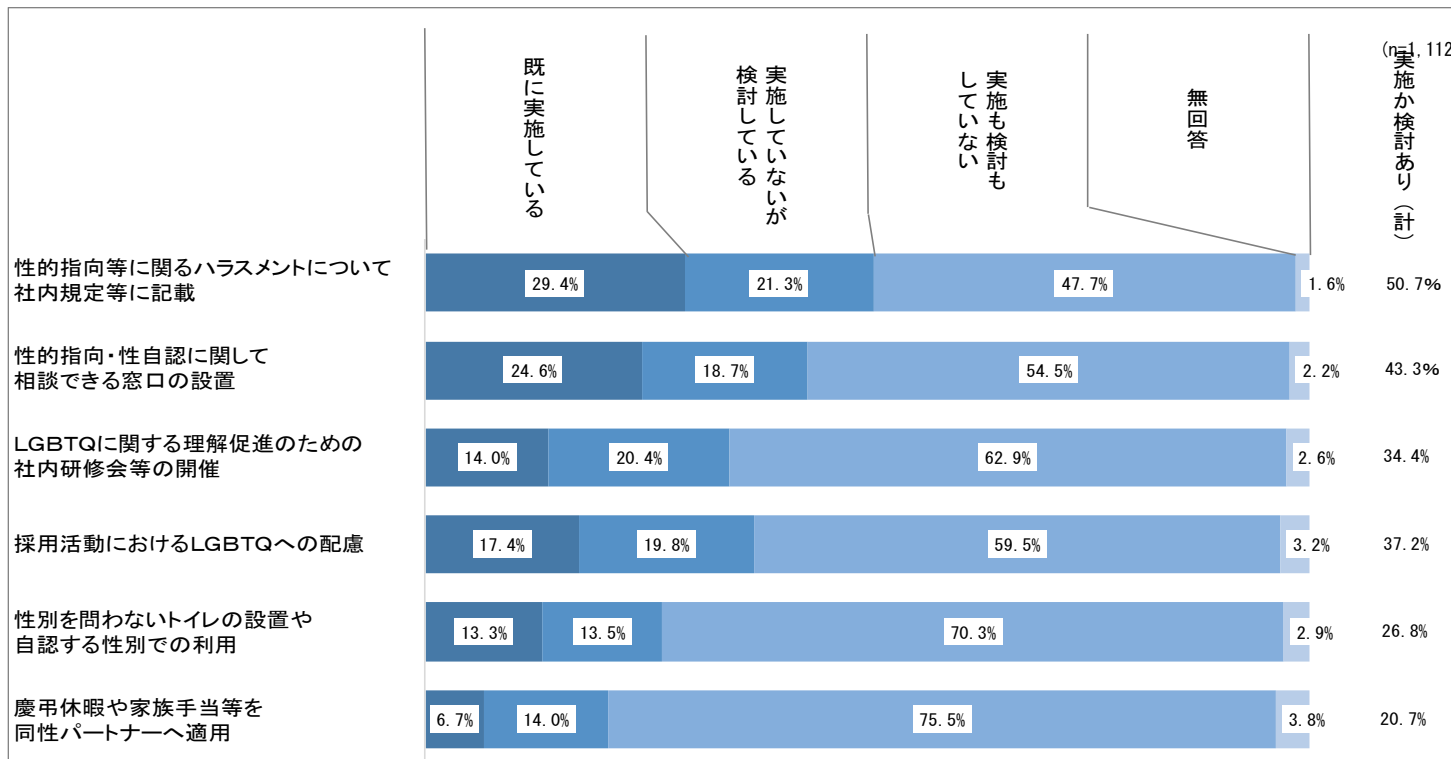
8 英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、LGBTQ(性的マイノリティ)を理解し、支援している人、または支援したいと思う人のこと。

9 性的指向又は性自認に関して、本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと

(4) 企業における取組の状況

① LGBTQのための6種の取組の実施・検討状況

令和2年度に県が県内企業に対し実施したアンケートによると、「性的指向等に関するハラスメントについて社内規定等に記載」を「実施か検討あり」が50.7%となっております。

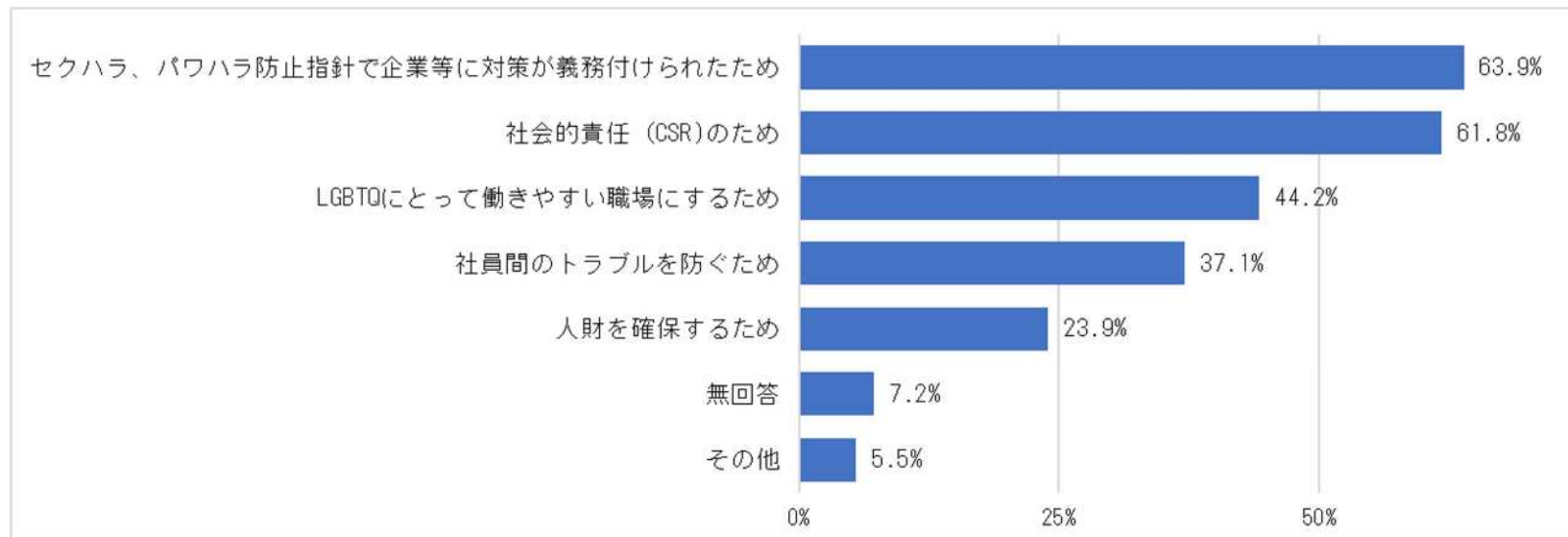


(出典) 県人権推進課「LGBTQ（性的少数者）が働きやすい職場づくりに関するアンケート」（令和2年度）

② L G B T Qに関する取組を実施・検討している理由

提示した6種の取組を実施・検討している事業所（704事業所）に、実施や検討への取り組み理由を複数回答で聞いた結果は、「セクハラ・パワハラ防止指針で企業等に対策が義務付けられたため」（63.9%）、「社会的責任（CSR）のため」（61.8%）の順となり、6割を超えています。

(n=704)

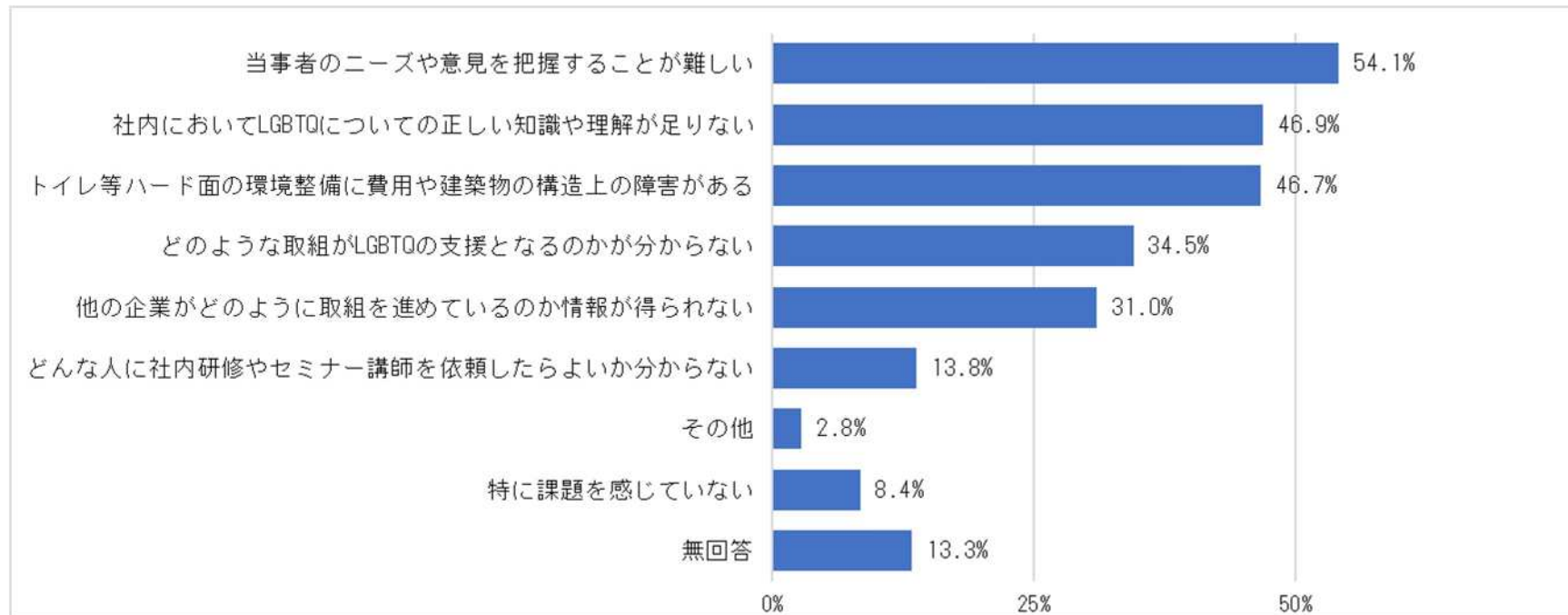


（出典）県人権推進課「LGBTQ（性的少数者）が働きやすい職場づくりに関するアンケート」（令和2年度）

### ③ L G B T Qに関する取組を進める上での課題

L G B T Qに関する取組を進める上での課題を複数回答で聞いた結果は、「当事者のニーズや意見を把握することが難しい」(54.1%)が5割台半ばで最も高くなっています。

(n=1,112)

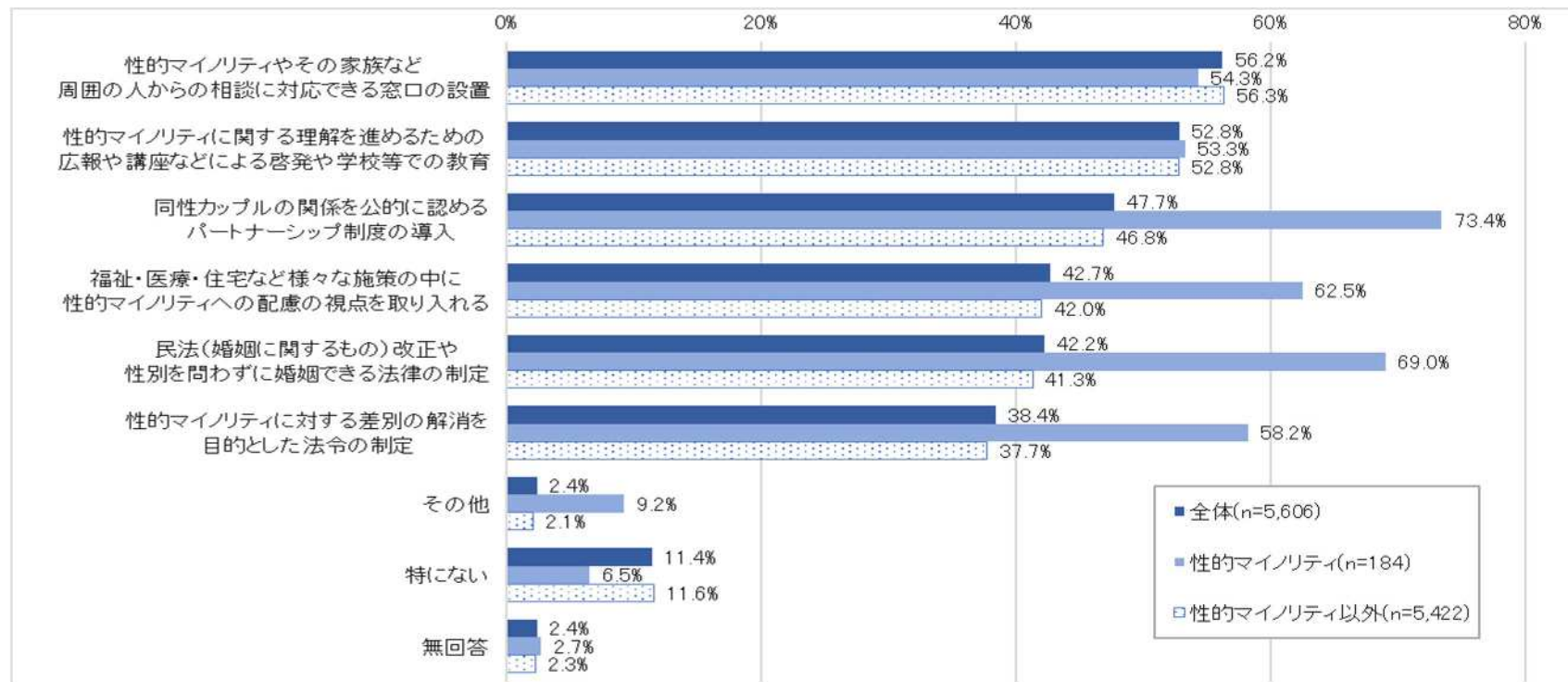


(出典) 県人権推進課「LGBTQ(性的少数者)が働きやすい職場づくりに関するアンケート」(令和2年度)



(5) 性的マイノリティへの配慮・支援で国や地方自治体がすべき取組

令和2年度に実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」によると、全体では「性的マイノリティやその家族など周囲の人からの相談に対応できる窓口の設置」(56.2%)、「性的マイノリティに関する理解を進めるための広報や講座などによる啓発や学校等での教育」(52.8%)の順になっています。一方、性的マイノリティの回答では「同性カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度の導入」(73.4%)が最も高くなっています。



(出典) 県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」(令和2年度)

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目標

性の多様性を尊重した社会づくり

～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現～

### 2 計画の基本方針

計画を推進するため、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第3条の基本理念を踏まえ3つの基本方針を定めま  
す。

#### (1) 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解増進を図  
ります。

#### (2) 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、LGBTQや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

#### (3) 暮らしやすい環境づくり

LGBTQが、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

### 3 計画の体系

基本方針	具体的施策	推進項目
I 性の多様性に関する理解の増進	1 県民や事業者等への意識啓発	①性の多様性に関する意識啓発
		②事業者向け研修の実施
		③県職員に対する研修等の実施
		④性の多様性に関する情報発信・実態把握などの実施
	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施
		②教職員等への研修の実施
③家庭、地域社会における学習機会の提供		
II 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施
		②学校における相談の実施
		③事業者向け相談の実施
		④苦情処理の在り方の検討

Ⅱ 相談しやすい体制の 充実	2 県内相談機関への支援	①県内相談機関向けの研修の実施
		②県内相談機関ネットワークの構築
Ⅲ 暮らしやすい環境 づくり	1 安心して生活できる環境 づくりの推進	<u>①生計を共にするLGBTQの権利や身分に関する制度や手続きの見直し</u>
		②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進
		③学校における性の多様性への配慮
		④防災対策における性の多様性への配慮
		⑤医療機関・不動産業界等への働き掛け
		⑥市町村への支援
		⑦民間団体に関する情報の提供
	2 働きやすい環境づくりの推進	①事業者向け研修の実施（再掲）
		②事業者向け相談の実施（再掲）
		③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度 <sup>10</sup> 」の普及

10 性の多様性への配慮を行い、アライを目指す企業を登録する「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」に登録された企業のこと。登録企業やその取組状況は県ホームページで公開する。

#### 4 計画の指標

NO	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
1	にじいろ県民講座 <sup>11</sup> 参加者数	県民生活部	4,251人 (令和3年度)	18,000人 (令和5~7年度累計)	にじいろ県民講座の参加者数の累計。性の多様性について、知る・学ぶ機会となる県民向けの講座への参加者数を増加させることが重要であることからこの指標を選定	にじいろ県民講座の参加者数のR3年度の実績4,251人を踏まえR4年度の参加者数を4,800人と見込み、毎年度600人増加させることを目指し、目標値を設定。
2	性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合	教育局	—	100% (令和7年度末)	教育局実施の調査において、教科指導(授業)で取り上げるなど性の多様性に関する理解増進の取組※を実施したと回答した学校の割合。授業をはじめとする取組の推進により、児童生徒の正しい理解が深まると考えられるため、この指標を選定。  ※教科指導(授業)、外部講師による講演、図書館でのLGBTQコーナー設置、トイレ等施設設備の表示の工夫など	どの学校にもLGBTQの児童生徒が在籍する可能性があることを鑑み、全ての学校において授業をはじめとする取組が進められ、児童生徒の理解増進が図られることを目指し、目標値を設定
3	埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数	県民生活部	—	220社 (令和7年度末累計)	性の多様性に配慮した取組を進める企業の取組状況を見える化する制度の登録数。埼玉県におけるLGBTQが働きやすい環境づくりを促進するため、この指標を選定。	にじいろ企業研修 <sup>12</sup> 参加企業に対し、登録を働きかけることを目指し、この目標値を設定。

11 県が県民を対象に実施するLGBTQに関する講座のこと。

12 県が企業を対象に実施するLGBTQに関する研修のこと。

## 第3章 計画の内容

### 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進

県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度の周知等により、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

#### 【現状と課題】

県ではこれまで性の多様性に関する啓発資料の配布や研修、県の広報紙やホームページ、SNSなどの各種媒体による発信などを通じて意識啓発を図ってきました。

令和2年度に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、LGBTQの割合は3.3%で約30人に1人でした。誰しもが学校や職場、友人や知人との関わりの中で、LGBTQと接している可能性があると言えます。LGBTQは、LGBTQ以外と比べ、孤立感、あるいは自己否定感が強い状況にあり、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に係わる困難を抱えています。また、LGBTQは、学生時代に不快な冗談、からかい、暴力を受けている割合が高い傾向にあります。

当事者の多くが、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、依然として「身近にLGBTQはいない」と思われていることが多い現状となっています。また、年代が上がるほど、学校でLGBTQについて学んだ経験がかなり少なくなる傾向にあります。

性の多様性に関する差別や偏見をなくしていくため、意識啓発に取り組んでいく必要があります。

## 【具体的施策】

### 1 県民や事業者等への意識啓発

県民一人一人の性の多様性に関する県民、事業者等の理解を深めるため、「差別的取扱い等<sup>13</sup>」の禁止をはじめ必要な啓発を行います。

## 【推進項目】

### ① 性の多様性に関する意識啓発

ア リーフレットや相談案内カードの配布、県の広報紙やホームページ、ラジオ・テレビなどのメディア、SNS等を活用して県民、事業者等に対し広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ります。

(県民生活部)

イ 性の多様性に関する理解を深めるため、県民に対して啓発を行います。特に、子供や若者に関わる職員や支援者等に対する理解の増進を図ります。

(県民生活部、福祉部)

### ② 事業者向け研修の実施

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

(県民生活部)

---

<sup>13</sup> 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条で禁止されている次の行為のこと。  
正当な理由なく性的指向又は性自認を理由として不利益な取扱いをすること。性的指向又は性自認の表明に関して、強制又は禁止すること。  
正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすこと）すること。

③ 県職員に対する研修等の実施

「県職員のための多様な性のあり方に関する対応ハンドブック<sup>14</sup>」を職員に周知するとともに、性の多様性に関する理解を深める研修等を実施します。

(総務部、県民生活部、警察本部)

④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施

あらゆる機会を通じて、性の多様性に関する情報発信を行います。また、性の多様性に関する実態の把握を行います。

(県民生活部)

【具体的施策】

2 性の多様性に係る人権教育の推進

性的指向や性自認は一人一人異なり、そのことは尊重すべきものであるとの正しい理解を深める教育を推進します。

【推進項目】

① 児童生徒に対する教育の実施

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行います。

(教育局)

② 教職員等への研修の実施

性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施します。

(総務部・教育局)

---

14 県職員が多様な性の在り方について正しい知識を持ち、県民の皆様への対応時や職場内において適切に行動できるよう、埼玉県が令和3年8月に作成したハンドブック。(県ホームページのLGBTQポータルに掲載)



③ 家庭、地域社会における学習機会の提供

一人一人がLGBTQの良き理解者・支援者となるように、市町村教育委員会やPTA等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。

(教育局)

## 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実

性の多様性に関して、LGBTQや周囲の方が相談しやすい体制の充実を図ります。

### 【現状と課題】

LGBTQ当事者は、社会の様々な場面で困り事に直面しています。しかし、その多くが差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活しており、自分の性的指向や性自認に関して、誰かに相談することは非常に難しく、孤立しがちな状況にあります。

LGBTQや周囲の方が安心して悩みを打ち明けることができる、相談しやすい体制の充実を進めていく必要があります。

### 【具体的施策】

#### 1 相談体制の充実

性の多様性に関する様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関につなぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消していきます。

### 【推進項目】

#### ① 県民向け相談の実施

##### ア 性の多様性に関する専門相談の実施

「埼玉県LGBTQ県民相談（電話・LINE）『にじいろ県民相談』<sup>15</sup>」の実施を通じ、LGBTQが、相談しやすい体制を整備します。

（県民生活部）

---

15 県が設置した性的指向や性自認に関する悩みについて電話やLINEで相談できる専門相談窓口のこと。

イ 性の多様性に配慮した相談対応の実施

県や市町村等の県内相談機関と連携を図り、性の多様性について配慮した対応ができるよう、相談の質の向上を図ります。

(県民生活部、福祉部、教育局)

ウ DV<sup>16</sup>や性暴力についての相談の実施

LGBTQからの相談について、関係機関と連携を図り、きめ細やかに対応していきます。

(県民生活部)

エ 自殺防止に向けた相談の実施

国の自殺総合対策大綱<sup>17</sup>では、LGBTQの自殺念慮の割合などが高いと指摘されています。LGBTQなどの自殺におけるハイリスク層の相談者の辛い気持ちに寄り添った相談を行います。

(保健医療部)

② 学校における相談の実施

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。

また、児童生徒等からの性的指向や性自認に関する悩み、不安に関する相談への対応について、必要な支援を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

(教育局)

16 ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。

17 自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

③ 事業者向け相談の実施

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

(県民生活部)

④ 苦情処理の在り方の検討

性の多様性の尊重の推進を阻害する要因によって人権侵害された事案に関する苦情などの申し出できるような制度の在り方について検討を行います。

(県民生活部)

【具体的施策】

2 県内相談機関への支援

相談機関では、相談者が勇気を振り絞って、やっとの思いで相談することができた思いを酌み、相談者に寄り添った対応をすることが大切です。県内相談機関に対し、性の多様性に関する正しい知識を持ち、適切に対応できるための支援をしていきます。

【推進項目】

① 県内相談機関向けの研修の実施

性の多様性に関する相談に対応できるよう、県内相談機関に対する研修や情報提供を行います。

(県民生活部)

② 県内相談機関ネットワークの構築

各相談機関が情報交換などを行う機会を設けることで、相談機関同士の連携強化を図るとともに、相談機関の職員の対応力向上を図ります。

(県民生活部)

### 基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり

LGBTQが、性の多様性が尊重され、安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進します。

#### **【現状と課題】**

LGBTQは、生活する上で様々な困難に直面しています。困難に直面した当事者にとっては、自らの性的指向や性自認だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を否定されているという気持ちに陥りやすい状況にあります。

当事者が抱える困難の解消を図り、LGBTQが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

#### **【具体的施策】**

##### 1 安心して生活できる環境づくりの推進

性の多様性が尊重され、LGBTQが安心して生活できる環境を整えるため、県が実施している事業を見直すとともに、民間事業者に対して、LGBTQの抱える困り事や社会生活上の不利益を解消していくよう働き掛けていきます。

#### **【推進項目】**

##### ① 生計を共にするLGBTQの権利や身分に関する制度や手続きの見直し

「事実婚」を対象としている県の権利や身分に関する制度や手続きにおいて、いわゆるパートナーシップ制度の届出の有無に関わらず、「同性パートナー」も同様に対象とする実効性のある措置を講じていきます。

さらに、県で実施した制度や手続きの見直し結果を参考として、県全体に実効性のある取組が広がるよう市町村や企業に働き掛けを行っていきます。

(全庁)

② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進  
策定した埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。

また、実施に当たっては、性の多様性の尊重推進員により、県庁各課所等における取組を推進していきます。

(全庁)

③ 学校における性の多様性への配慮

ア 学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

(教育局)

イ L G B T Q の子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します。

(教育局)

④ 防災対策における性の多様性への配慮

性の多様性に配慮した地域防災計画の策定や避難所の設置・運営マニュアルの整備・充実を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設置・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、性の多様性に配慮した取組を進めていきます。

(県民生活部、危機管理防災部、都市整備部)

⑤ 医療機関・不動産業界等への働き掛け

ア 医師会等を通じて、性の多様性に配慮した取組を行うよう働きかけます。

(県民生活部、保健医療部)

イ 不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、LGBTQの方の賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。

(県民生活部、都市整備部)

⑥ 市町村への支援

市町村がいわゆるパートナーシップ制度の導入など性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施できるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

(県民生活部)

⑦ 民間団体に関する情報の提供

自らの性の在り方に悩み戸惑う当事者、とりわけ若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場や機会の提供を行う民間団体に関する情報提供をしていきます。

(県民生活部)

【具体的施策】

2 働きやすい環境づくりの推進

LGBTQが働きやすい環境づくりを推進するため、研修、相談、登録制度で構成する包括的支援制度により、事業者の取組を支援していきます。

【推進項目】

① 事業者向け研修の実施（再掲）

事業者における性の多様性に関する理解や取組が進むよう研修を実施していきます。

(県民生活部)

② 事業者向け相談の実施（再掲）

性の多様性に配慮した取組を進めようとする事業者からの相談に対応し、事業者の取組をサポートする相談を実施していきます。

（県民生活部）

③ 「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及

性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を、指標により見える化し、LGBTQが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。

（県民生活部）



## 第4章 計画の推進体制

性の多様性を尊重した社会づくりを推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

### 1 総合的な推進体制

#### (1) 庁内推進体制による全庁的な推進

性の多様性を尊重した社会づくりの推進に向けて、県庁の関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う「埼玉県人権政策推進会議」とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。

また、本庁各課（所・室）・地域機関・教育機関等に性の多様性の尊重推進員を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

#### (2) 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の意見の反映

性の多様性に関する県の取組や知事が提示する議題に関して検討する同推進会議の意見を、積極的に施策に反映させていきます。

### 2 市町村への支援と連携

県民に身近な市町村において、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策が推進されるよう、情報提供、助言その他必要な支援を行います。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。

### **3 県民・事業者・民間団体との連携**

県が主催する啓発事業への参加を働き掛けるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発・研修資料の作成・提供、講師派遣、情報提供などを行っていきます。

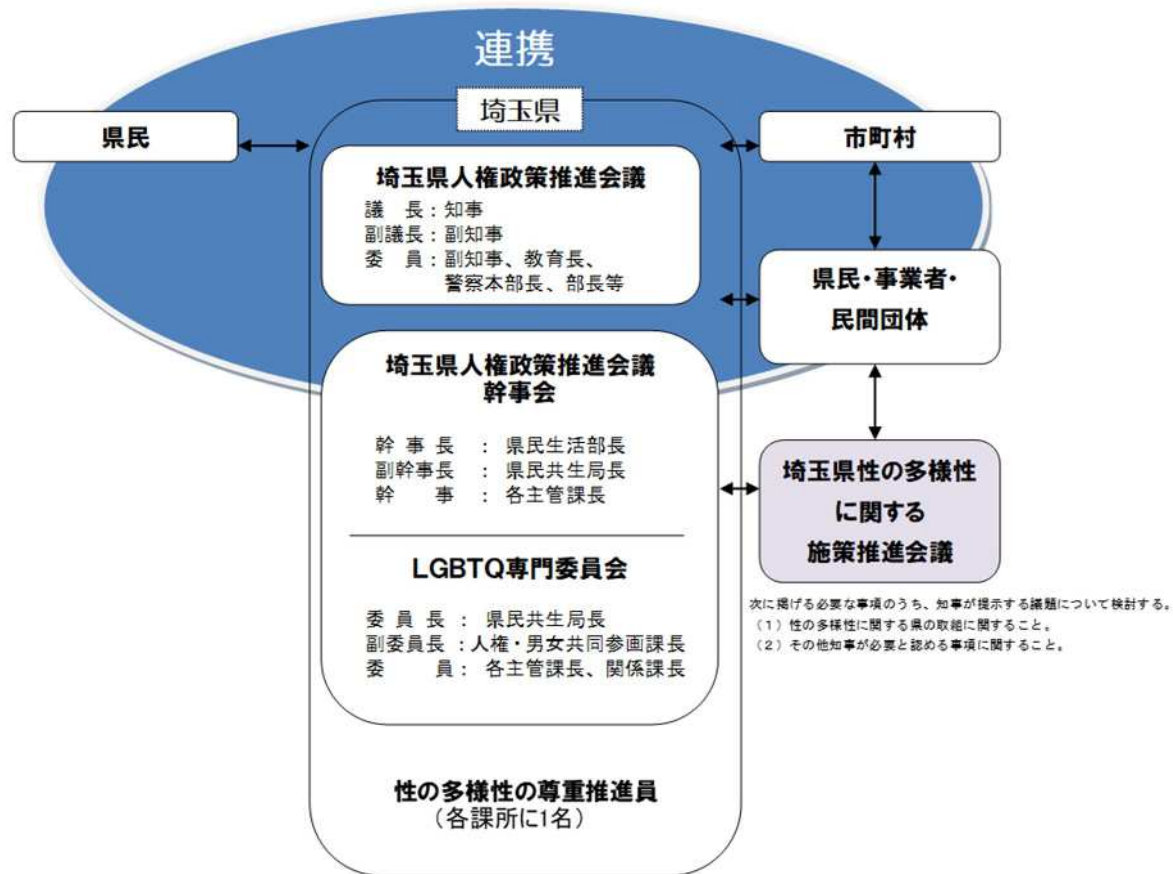
### **4 計画推進の基盤となる調査研究の実施**

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査研究を行います。

### **5 計画の進行管理**

毎年度、性の多様性に関する施策の実施状況について公表します。

○ 計画の推進体制図



## 資料編

### 1 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和4年7月8日条例第33号）

（目的）

第一条 この条例は、男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である性の在り方の尊重について、その緊要性に鑑み、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 三 パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係をいう。

（基本理念）

第三条 性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。

2 性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組が行われなければならない。

（差別的取扱い等の禁止）

第四条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、又は禁止してはならない。

3 何人も、正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

（県の責務）

第五条 県は、第三条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、関係団体等と相互に連携を図るものとする。

（市町村への支援）

第六条 県は、市町村が性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たって性の多様性に配慮した取組を行うよう努めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）

第九条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本方針

二 性の多様性を尊重した社会づくりに関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(性の多様性への配慮)

第十条 県は、基本理念にのっとり、県が実施する事務事業において、性の多様性に合理的な配慮をしなければならない。

(制度の整備等)

第十一条 県は、基本理念にのっとり、パートナーシップ・ファミリーシップに関する制度その他の性の多様性を尊重した社会づくりのための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(啓発等)

第十二条 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、暮らしやすい環境づくりを推進するため、必要な啓発、制度の周知等を行うものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、性の多様性に関する理解を深めるため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十三条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりを担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制等の整備)

第十四条 県は、性の多様性に関する相談体制を整備するものとする。

2 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める

ものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

## 2 埼玉県人権施策推進指針（第2次改定）

### ～お互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指して～ 令和4年3月策定（抜粋）

#### 13 性的指向・性自認

##### 【現状と課題】

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、異性愛や同性愛、両性愛など様々な形があります。

また、性自認（ジェンダー・アイデンティティ／性同一性）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのように自分の感覚として持って生きているかを示す概念で、男性・女性という認識をもって生きるだけでなく、中間、どちらでもないなど、そのあり方は多様です。

同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性や法的な性が性自認と異なる人などを示すLGBTQ\*という言葉は、これらの人々を総称する言葉の一つとして少しずつ認識され始めています。これらの性のあり方については個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、周囲に十分に理解されず、差別的な言葉や雰囲気にも苦しみを覚えている人々がいます。

本県が2020（令和2）年度に実施したLGBTQに関する実態調査※によると、これらの人々は回答者の3.3%を占め、「自分は価値のない人間だと感じた」「家に引きこもった、またはそれに近い状態になった経験がある」「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」と回答した割合が高く、孤立感や自己否定感を感じていることがわかりました。

2015（平成27）年には、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が出され、学校において性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められてい

ます。

2020（令和2）年6月に施行された労働施策総合推進法の改正に基づいて定められた、パワーハラスメント\*防止のための指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動やアウティング\*がパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記されました。

性的指向や性自認に関わる偏見や差別を生じさせないよう、当事者の存在や困難な状況などについての正しい理解促進に取り組む必要があります。

また、地域や学校、職場等それぞれの場において性の多様性の理解を進め、様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され安心して生活できる環境づくりも必要です。

#### 【施策の展開方向】

性的指向や性自認による偏見や差別を解消するため、性の多様性に関する正しい理解を広める人権教育・啓発活動を推進するとともに、性的指向や性自認に関して生活上の困難な状況に直面する人々に対する相談環境の強化・充実、様々な性のあり方を尊重した社会づくりを図ります。

##### ① 性の多様性を尊重した教育の推進

児童生徒の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深めることができる教育を推進します。

教職員の資質向上を図るため、教職員を対象とした研修を充実します。

##### ② 啓発活動の推進

研修会の開催や啓発資料の配布など様々な手法により、広く県民や企業への啓発を行います。

##### ③ 相談体制の充実

県の相談機関において、性的指向や性自認に関して生活上の困難な状況に直面する人々に対する相談体制の充実を図ります。

学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、悩みや不安を抱える児童生徒に寄り添った



相談支援の充実を図ります。

④ 児童生徒の心情等に配慮した対応

LGBTQの児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮し対応を進めます。

⑤ 当事者に寄り添った環境づくり

様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され安心して生活できるよう市町村及び企業、関係団体と連携し、制度整備を含む環境づくりを進めます。

### 3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十七号）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)に対する県民コメントへの県の対応・考え方(案)について

【県民コメント実施概要】

- ・県民コメント実施期間 令和5年2月1日(水)から2月28日(火)まで
- ・意見の件数 417件

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
1	-	全体				第4条にて「差別的取扱い等の禁止」を規定する埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例の基本計画案が(1)性の多様性に関する理解の増進、(2)相談しやすい体制の充実、(3)暮らしやすい環境づくり、を3本柱としていることを心強く思います。トランスジェンダーの多くが抱える困難はGiD特例法(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律)の規定により、トランス医療へのアクセスが困難なことや労働分野における差別的取扱い、アウトティング被害の問題です。だからこそ、本条例が当事者を差別から守る盾となり、同時に県としての反差別の意思表示となり、結果として埼玉県がLGBTQ+フレンドリーな文字通り“彩の国”なるよう、最大限に積極的な内容の基本計画が策定されることを心から期待しています。	9	今後も埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づく計画の取組を進めることで、性の多様性を尊重した社会づくりを進めてまいります。	修正なし
2	-	全体				あらゆる命の人権は尊重されねばいけません。それはLGBTQに悩む方々も同じです。計画を読み、LGBTQに悩み苦しんでいる方々の事も知ることができました。ですが、計画内容が曖昧すぎます。尊重する、住みやすくするのは具体的にどういったことなのかわかりにくく、わかりにくい計画は犯罪に利用されやすいです。まず、性自認は個人の判断で決めることができ、特別な診断書等が不要な場合が多いです。こうなると、性犯罪目的の偽りのLGBTQが増える可能性があります。この計画ではLGBTQの人権も、女性の人権も、男性の人権も守られない。今の計画では性犯罪者に利用される可能性が高すぎるため、この計画には反対いたします。	18	自らの性自認は尊重されるべきものですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということではなく、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が、法律による規制を上回ることはないため、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。県では、LGBTQの方が、差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指しています。	修正なし
3	-	全体				LGBTQという大きな主語でものを捉えて条例を策定するまでもなく、個人の人権は認められるべきものであるとの認識を持っております。逆に、条例や法律で特定の層の方々を擁護する法律や条例ができてしまった場合、ケースによっては人権の衝突が発生し、却って人権侵害の問題が増えてしまうと考えております。最近取り上げられる典型的な例で申し上げますと、性自認という、外見からは窺い知ることのできない内心にまで、尊重せねばならない状況は、却って多くの女性の権利を侵害することになってしまうのではないかとこの現象が発生することを恐れております。このようなケースにまでどう反応すれば良いのかなど、議論は尽くされていない中、一部のマイノリティにのみ特権を与えてしまいかねないこの条例は即刻取りやめにさせていただきたいと考えます。ただ、社会的マイノリティと呼ばれる方々が不利益を被ることのないようにするために、行政が個別に寄り添った対応を非難するものではありません。どうか一方の側にだけ尊重するようなことなく、全県民にとって住み良い埼玉県行政を行なっていただけることを祈っております。	9	自らの性自認は尊重されるべきものですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということではなく、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が、法律による規制を上回ることはないため、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。県では、LGBTQの方が、差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指しています。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
4	-	全体				LGBT法やその中身については慎重に行ってほしいと考えています。海外では、共同風呂やトイレに女性だと自認している見た目男性の方が入ってくる。トイレや風呂に女性だと自認するだけで男性が入ってくる、それを拒否する女性が逮捕される。男性だった女性が性転換し、普通の生活をするならばよいのですが、女性として女性のスポーツ競技に参加などケガや体力差により競技が平等に成り立つのかという問題がおこっている。LGBTということで、就職差別はやめる、誹謗中傷はやめることは必要だとは思いますが、また、同性同士の結婚し、その権利を認めるなども慎重に願います。	4	自らの性自認は尊重されるべきなのですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということにはなく、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が、法律による規制を上回ることはないため、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。県では、LGBTQの方が、差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指しています。	修正なし
5	-	全体				身体が男性である、トランス女性が、男性身体のまま、女性用スペースを使用することについて、反対です。トランスジェンダーの方の苦悩については、配慮されるべきと考えており、だれでもトイレなど、ジェンダーに関係なく利用できる公共スペースは、より積極的に設置すべきです。しかし、トランスジェンダーの方の権利のために、社会的に弱い立場の、女性や子どもの権利が侵害されるべきではありません。身体が男性のまま、女性用スペースを利用されることによって、女性側に生じる不安や恐怖について、是非ご配慮ください。同性婚など、トランスジェンダーの方の幸福につながる政策が推進されることには、大賛成です。ただ、女性や子どもは、まだまだ社会的に非常に弱い立場にあり、とくに性的には、とても被害に遭いやすく、軽いトラウマをかかえたまま生活する人が多いのです。男性身体の方のトランス女性の方が、女性に対して性犯罪を犯す、と言っているわけではありません。ただ、やはりこれまでの経験から、どうしても怖く、不安なのです。トランスジェンダーを装った、男性からの性加害事件のことも、どうしても思い浮かんでしまいます。もし、男性身体の方のトランス女性が、従来の女性用スペースを使用できる、となった場合、そこで生じるのは、より強い偏見と分断であると考えます。	73	自らの性自認は尊重されるべきなのですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということにはなく、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が、法律による規制を上回ることはないため、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。県では、LGBTQの方が、差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指しています。	修正なし
6	-	全体				性的マイノリティについてです。性的マイノリティには男性でも女性でもない人がいます。ノンバイナリー(Xジェンダー含む)やAジェンダーの人達です。社会のほとんどのことが「世の中には男性か女性しかいない」という前提に立っていることによって困難に直面することがあります。身近な例では、必要性がないと思われるのに記入必須とされている性別欄や男女別のスペース、男女別の制服やドレスコードなどです。性別欄に関しては情報整理や実態把握のために必要な場合があることを理解していますが、そうであるならなおさら男性でも女性でもない人の実態を把握するために、自由記述やその他の選択肢を用意してほしいと思います。ほかにも性的マイノリティには様々な人がいます。例えばAセクシャルやAロマンティックなどです。私自身もすべての性的マイノリティについて知っているわけではありません。性的マイノリティは数が多く、様々な背景から隠れている事がほとんどですから、実態の把握は難しいと思います。事前の把握には限界があります。ですが、もし誰かがこの先、「こんな性的マイノリティがいるよ」「こういう困り事があるよ」と声を上げた場合には、その声に耳を傾けて、施策内容の柔軟な改善などをして、そうした人々を排除しない県政の実施をお願いいたします。	1	県では、LGBTQの方が、差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指しています。	修正なし
7	-	全体				物事の問題を解決しようと思うならその問題の一つ上のレベルの視点で物事を見るべきである。いわゆる抽象度を上げて物事を見る必要があるのではないのでしょうか。性的マイノリティの方々が息苦しさを感ずる根本原因に日本特有の同調圧力があると思います。同調圧力があるせいで他の人と同じでなくてはならないという思いが強くなり息苦しさが生じるのではないのでしょうか。性の多様性、LGBTQを尊重した社会づくりを進めるためには性やLGBTQに特化した施策を行うのではなく日本全体に蔓延する同調圧力を打破するような施策を行うべきだと考えます。同調圧力はうまく機能すれば大震災の避難所運営のように秩序が保たれ、悪く機能するとコロナ禍におけるマスク警察のように息苦しさを産む要因になり得ます。	1	県では、LGBTQの方が、差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指しています。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
8	2	用語の解説				用語集に「SOGI(ソジまたはソギ)」を加えるといいと思います。SOGIは性的指向、性自認に関わらず、全員をインクルードする言葉なので。	1	用語の「性の多様性」の説明に「SOGI」の用語も追加しました。性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとって「SOGI」という言葉が用いられることもある。	修正あり
9	2	用語の解説				LGBTQの削除を求めます。LGB以外のTとQに関してどちらも一般的な定義が曖昧です。	7	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しており、Tはトランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人)、Qについては、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しています。今後も、計画の基本方針 I「性の多様性に関する理解の増進」を図ってまいります。	修正なし
10	2	用語の解説				文頭に「LGBTQ」とありますが、L(女性同性者)、G(男性同性愛者)、B(両性愛者)については世間に広く膾炙しており、理解している人も多いと思います。それに引き換えT(トランスジェンダー)とQ(クイア、クエスチョニング)については、その定義が曖昧であり当事者も自分に都合が良いように理解しています。理解を促すのであれば、まずは定義をしてください。また、「差別」についての詳細もきちんと提示してください。	1	LGBTQの用語として定義を記載しております。また、人権三法(障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法)のうち、障害者差別解消法と部落差別解消推進法においては、差別について定義しておらず、部落差別解消推進法においては、立法者の意図として、差別について意味するところは社会通念上明確と説明されています。人権三法はいずれも、差別の具体的な事例を明示しておらず、この条例においても同様に、具体的な事例を示す必要があるとは考えておりません。	修正なし
11	2	用語の解説				「LGBTQを性的マイノリティを表す総称として表記しています。」の「Q」の削除を求めます。	4	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しており、Qについては、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しています。今後も、計画の基本方針 I「性の多様性に関する理解の増進」を図ってまいります。	修正なし
12	2	用語の解説				「埼玉県では、『LGBTQ』を性的マイノリティを表す総称として表記しています。」のそれぞれの定義を明確にしてください。	1	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しており、Lはレズビアン(女性同性愛者)、Gはゲイ(男性同性愛者)、Bはバイセクシュアル(両性愛者)、Tはトランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人)、Qはクエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しています。今後も、計画の基本方針 I「性の多様性に関する理解の増進」を図ってまいります。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
13	2	用語の解説				「性の多様性」の『性』という言葉の使い方がもすごく雑だと思われます。性自認で性は性別ですが性的志向は恋愛対象の話です。一括りに『性』と表現するのは的確ではありません。恋愛について対象の話なら異性のみ、同性のみ、両性とも、と多様とは言えるでしょうが、性別自体は女性と男性の2種類のみです。ノンバイナリーと自称する方々がいるのは存じておりますが、それも男性でも女性でもないと主張する男性か女性かのどちらかの人がいる、という、あくまでも考え方の問題です。事実とは異なる科学的根拠のない考え方というのは宗教の自由で認められているとは思いますが、それをまるで常識かのようにこどもに教えるというのは公立の学校では考えられません。	1	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第5条で、県の責務として、県は、同条例の基本理念にのっとり、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとしております。県としましては、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	修正なし
14	2	用語の解説				性的指向は多様ですが、生物学的な区分は男女しかありません。その上で装いや仕草は自由であるという多様性を認めるよう認識をお願いいたします。	1	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第5条で、県の責務として、県は、同条例の基本理念にのっとり、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとしております。県としましては、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	修正なし
15	3	用語の解説				「出生時に割り当てられた性別」を「身体」という表現に訂正を求めます。理由として、割り当てられた性別という表現は「性別は医師によって割り当てられるものである」という一つの思想であり、自治体の計画に記すのは不適切です。性別は出生前から染色体によって定められている事実であり、科学的根拠に則した「身体」という表現に改めるべきです。	4	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条で、「性自認」は「自己の性別についての認識」として定義しており、計画案を取りまとめております。	修正なし
16	2	用語の解説				性の多様性を人権の尊重に変更していただくよう求めます。性別は男女の二つのみでありグラデーションではありません。科学的根拠に則し、性の多様性という部分の変更を求めます。	4	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例では、「性の多様性」を「男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である性の在り方の尊重について、その緊要性に鑑み、性的指向及び性自認の多様性」として定義しており、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を通じ、全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	修正なし
17	2	第1章 計画策定に当たって	1 計画策定の趣旨			LGBTQが暮らしやすい環境づくりや、性の多様性に関する社会全体の理解増進は大切なことなので、そのための啓蒙・教育・周知は必要と考えます。その際に、大前提としてLGBTQ(性的マイノリティ)を「性的指向(LGB)」と「性自認(TQ)」を明確に分けて考えていく必要があると考えます。	1	いただいた御意見を踏まえ、性の多様性を尊重した社会づくりを推進するために、引き続き、LGBTQの支援に取組んでまいります。	修正なし
18	2	第1章 計画策定に当たって	1 計画策定の趣旨			性自認という文言を削除してください。理由は今現在、性自認に定義がないからです。	18	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条で、「性自認」は「自己の性別についての認識」として定義しており、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を通じ全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
19	2	第1章 計画策定に当たって	2 計画の位置付け			「埼玉県男女共同参画基本計画」との関係はどうなりますか。計画で、安心して生活できる環境づくりや理解増進が書かれているので今後、関わりを検討していく必要があります。なぜなら、LGBTQの人たちは、「男らしさ」「女らしさ」の呪縛と、人権侵害を二重に受けているからです。	1	埼玉県男女共同参画基本計画においても、施策の基本的な方向で「障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援」を位置づけて推進しております。いただいた御意見を踏まえ、取組を推進してまいります。	修正なし
20	3	第1章 計画策定に当たって	4 性の多様性に関する本県の状況			令和2年度の「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」において、性的マイノリティの全体に占める割合が3.3%というのはいかにも少なく感じます。実際は、ばらつきはあるものの人口の10%前後おられると言われております。恐らくまだ埼玉には、カミングアウトどころかアンケートすらも無力感、疑心暗鬼から答えられない人がたくさんいると思います。どうか県調査に加え、全国、または全世界の調査や取り組みも添えて示していただければと思います。	1	今後県調査の実施にあたっては、御意見を参考にしております。	修正なし
21	3	第1章 計画策定に当たって	4 性の多様性に関する本県の状況			令和2年度の県の調査結果である「地方自治体がすべき取組として、パートナーシップ制度の導入を求める(LGBTQ当事者:73.4%(当事者以外:46.8%))」を加える。「県条例第11条(制度の整備等)」ではパートナーシップ・ファミリーシップ制度の整備等が明確に記載されているが、計画で一言も触れていないのは違和感がある(意図的に外していることが推察される)。加えて、県の調査結果でも、当事者が求めている行政施策がパートナーシップ制度であることを基本計画に盛り込むべきである。県が制度導入をしないとしても、市町村にパートナーシップ制度導入を促す一文があっても然るべきではないか。同制度が県内全土へもたらすであろう象徴的効果が大きいに期待できるものである。	1	いただいた御意見を踏まえて、性的マイノリティへの配慮・支援で国や地方自治体がすべき取組の県調査結果を追加させていただきました。パートナーシップ制度は、県ではパートナーシップの制度の導入を図る市町村に対して、情報提供や情報共有の場を設けるなどの支援をしていく旨、推進項目に盛り込みました。	修正あり
22	3	第1章 計画策定に当たって	4 性の多様性に関する本県の状況			「性の多様性に関する本県の状況」全ての削除を求めます。アンケートについて、非常に誘導的であり公平な判断を損なわせていると考えます。性的指向と性自認は悩みの原因も表出する困難も別であるのに、同一の質問によって統計を取っていることは調査としての有意性がありません。	8	県の調査は、LGBTQ(性的マイノリティ)について、県民の性的指向、性自認、心身の健康状態、経済状態、いじめ等の体験、行政へのニーズなどを伺い、施策立案を行うための基礎資料とすることを目的として実施いたしました。県内在住の18歳～64歳以下の方を住民基本台帳に基づく層化二段無作為方式により、県民15,000人を対象に、有効回収数5,606件の回答があったものです。	修正なし



No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
23	12	第1章 計画策定に当たって	4 性の多様性に関する本県の状況			LGBTQのための6種の取組の実施・検討状況に「性別を問わないトイレの設置や自認する性別での利用」という項目があります。自認する性別でのトイレの利用に関しては、特に女性を自認する身体男性が自認のみを理由として利用する事に大変な不安を感じています。なぜなら、性犯罪者の95%以上が男性であるという事を考えると、性犯罪者にトランスという隠れ蓑を与え、女性トイレに自由に入る事を許すことになるからです。明らかに身体男性が女性トイレに入って来ても通報することもできなくなり、性犯罪を未然に防ぐ事が出来なくなります。性犯罪は多岐にわたっており、盗撮や汚物入れ漁りなど、見つけることが難しいものもあります。このままでは、埼玉県は性犯罪者の温床になってしまいます。女性にとって治安が悪い県として評判が立てば、埼玉県から出ていくことも十分考えられます。	1	この内容は、企業における取組の状況をアンケート調査した結果の内容となっております。 なお、自らの性自認は尊重されるべきものですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということではなく、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が、法律による規制を上回ることはないため、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。県では、LGBTQの方が、差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指しています。	修正なし
24	15	第2章 計画の基本的な考え方	1 計画の目標			「性の多様性を尊重した社会づくり」の性の多様性を削除し、「あらゆる人の人権を尊重した社会づくり」に文言の変更を求めます。性の多様性とは、男女という二つの枠組みではない、ということが条例の文言の中にもありますが、科学的根拠に即せば、身体の性別は男女の二つのみです。科学的な根拠を無視して枠組みを取り払い、計画の目標を定めることは身体的弱者(女性や子ども)の安全を脅かしかねないと考えます。「性の多様性」ではなく、個人の人権といった考え方に基づいて計画を進めるべきだと考えます。また、「計画策定の趣旨」において、「誰もが活躍し共に生きる社会の実現」と述べられていることに則しても「あらゆる人の人権」と表現することが適切であると考えます。	7	「性の多様性」は埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例で位置づけられた考え方でもあり、県としては、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	修正なし
25	15	第2章 計画の基本的な考え方	1 計画の目標			「～全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され」の「全ての人」の中に、女性を自認する女性の体を持つ人は入りますか？もし入るのならば、女性を自認する女性の体を持つ人の「多様性」は尊重されますか？人権と人権がぶつかり合う時があります。その場合、どちらか一方に強制的に我慢を強いてきたのが現在です。しかし、それを改善するために、また同じ事をしているのではないのでしょうか？犠牲者が交代しただけではないのでしょうか？差別を避けるあまり、差別を生み出していることになりませんか？差別の定義もはっきりしていないのに、片方の恐怖感と危険を一方的に差別認定するとはとんでもないことです。	1	自らの性自認は尊重されるべきものですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということではなく、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が、法律による規制を上回ることはないため、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。県では、LGBTQの方が、差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指しています。	修正なし
26	15,23,26	第2章 計画の基本的な考え方 第3章 計画の内容	2 計画の基本方針 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実 基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 相談体制の充実		計画の基本方針Ⅱで、LGBTQや周囲の方という表現や基本方針Ⅱの現状と課題にある、LGBTQや周辺の方々という表現に違和感があります。LGBTQや周囲の人でいいのでは？そもそも、LGBTQという言葉は、LGBTQの人たちのことなのか、また、基本方針Ⅲの「現状と課題」にあるLGBTQ当事者との違いは何でしょう。「イLGBTQの子どもや保護者」も、LGBTQの人の子ども、保護者でLGBTQの人とも取れる表現だと思えます。	1	いただいた御意見を踏まえて、「LGBTQや周辺の方々」を「LGBTQや周辺の方」に修正させていただきました。	修正あり

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
27	15	第2章 計画の基本的な考え方	2 計画の基本方針			計画の基本方針のLGBTQのQを削除してください。	1	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しており、Qについては、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しています。 今後も、計画の基本方針 I「性の多様性に関する理解の増進」を図ってまいります。	修正なし
28	16	第2章 計画の基本的な考え方	3 計画の体系			基本方針 I の具体的施策2「性の多様性に係る人権教育の推進」の「人権」とは何なのか曖昧です。昨今、「性自認」が女性であるトランスジェンダー当事者・トランス女性と、女性との間で、女性スペースの利用を巡る権利の衝突の議論が起っています。もし、「性自認」を公共の場で尊重し、女性用トイレや更衣室、浴場などの女性スペースの利用は、この『性自認』に基づいて利用するというところへの理解」などが、どんなときにも守られるべき当事者・トランス女性の「人権」として教育が行われてしまうならば、それは女性の人権との衝突をさらに加熱化させることになります。それは、「権利」と「権利」の衝突が起きた際に考えるべき「公共の福祉」そして、そのなかで検討される「合理的配慮」といった事柄からです。「性の多様性に係る人権」というものが、新たにあるものとは思いません。これまでの人権教育のなかに、上記の問題についても含めていく、もしくは「人権」という言葉を削除し、「性の多様性に係る教育の推進」という文言に変更を願います。そして前述の通り、その教育内容において、意味や定義が曖昧な「性自認」について取り上げることは時期尚早と考えます。	5	多様な性のあり方に関しては様々な御意見がありますが、「性自認」は埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例で定義された考え方でもあり、県としては、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	修正なし
29	18	第2章 計画の基本的な考え方	4 計画の指標(性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合)			指標の定義の中のQの削除を求めます。	1	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しており、Qについては、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しています。 今後も、計画の基本方針 I「性の多様性に関する理解の増進」を図ってまいります。	修正なし
30	18	第2章 計画の基本的な考え方	4 計画の指標(にじいろ県民講座参加者、埼玉県アライチャレンジ企業登録制度)			計画の推進指標の1「にじいろ県民講座参加者数」と3「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の目標値が低すぎます。県の人口に比べて毎年度600人では理解は進みません。県内企業もいくつあるのか？本県の現状によれば、取り組みたい企業が40%になっています。性の多様性を尊重した社会づくりは、早急に進めなければならない課題として、目標値を高く設定し、力を入れるべきです。世界は、ずっと先に進んでいます。	1	にじいろ県民講座参加者数について、過去3か年の講座参加者数の実績を踏まえ、それを上回る成果を目指し、目標を設定しています。ご意見を尊重し、更なる増加に努めてまいります。 また、アライチャレンジ企業につきましては、法的な制度がないことからLGBTQの方が働きやすい職場づくりに取り組む企業は大変少ないのが現状です。まずは、にじいろ企業研修に参加していただいた企業にアライチャレンジ企業に登録し、取組をはじめてもらうことで、同様の取組が広がることを目的としています。 目標に向かい取組を進めることで、全ての人があらゆる場において性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会の実現を図ってまいります。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
31	18	第2章 計画の基本的な考え方	4 計画の指標(性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合)			外部講師による講演について、削除を求めます。昨今の男女平等という価値観とは逆行したジェンダー規範に基づく不適切な内容を指導する専門家の存在が指摘されています。また今現在、団体や講師について客観的に評価をすることができる仕組みも存在しないため、そのような中での実施は不適切であると考えます。	7	専門知識を有する外部講師による講演は、児童生徒の性の多様性に関する理解増進に有効となる場合が考えられ、計画の「性の多様性に係る人権教育の推進」の児童生徒に対する教育を実施する上で、いただいた御意見を参考に、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	修正なし
32	18	第2章 計画の基本的な考え方	4 計画の指標(性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合)			トイレ等施設整備において、性の多様性に対応した新しい区分の設備の設置を願います。女性専用としてすでにあるものの排除はしないでください。	7	自らの性自認は尊重されるべきものですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということにはなく、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
33	18	第2章 計画の基本的な考え方	4 計画の指標(性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合)			指標の定義・説明の図書館でのLGBTQコーナー設置については、外国の学校でLGBTQに関して性的表現が露骨である本が提供されたニュースがあり、どんな読み物を置くかは、中立的からしっかり調べてもらう方がいいと思います。賛否両論を呼ぶ説を決まった真実のように教えるのは良くないです。	2	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条で、「性自認」は「自己の性別についての認識」として定義しており、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を通じ全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	修正なし
34	18	第2章 計画の基本的な考え方	4 計画の指標(性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合)			指標2「性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合」については、「どのような授業をやっているのか、やっていくのか」ということを事前に親へ十分通知をして認識していただく必要があると思います。現状で明らかに「性の多様性」に関する授業を受けたことがない世代ばかりです。子供たちがどのような教材でどのような授業を受けてくるのか、親がきちんと知っておかないと、家庭で混乱する可能性が出てくると思います。家庭内でどのような影響が出てくるか、問題はないのか十分考えて進めなければならないと思います。教師の役割も極めて大変になってくると考えます。授業参観の科目として「こんな感じで教えているのか」「こんな感じで教わっているのか」と共有する場をつくるというのも1つの案と考えます。また、広く一般の人にも理解を推進していくのであれば、授業風景をSNS(モザイク)で視聴できるようにするのも1つの案かと考えます。ただ、児童生徒たちに「正しい理解が深まるのか、ということをもっと考えた方が良くと思います。思春期の児童に学校で「LGB/TQ」の授業を実施することが、逆効果となり差別意識を持たせてしまう可能性もあるのではないかと考えてしまいます。よって、過度な対応は必要はなく、外部講師による講演、図書館でのLGB/TQコーナー設置、トイレ等施設設備の表示工夫などは不要と考えます。	1	計画の具体的施策「性の多様性に係る人権教育の推進」の児童生徒に対する教育を実施する上で、いただいた御意見を参考に、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
35	19	第3章 計画の内容				「LGBTQは」とひとくくりにして語られていますが本来、LGBは性的指向、Tは身体の違和など、Qはクィアと、別々の問題です。それぞれに細かに対応をすべきであって、LGBの問題の同性婚の話とここで混ぜるのは問題を分かりにくくします。差別や偏見をなくすためにLGBT教育を、と推進していますが、本当に差別や偏見をなくすためには、人権教育が必要です。それは誰かの特定の人の側だけから教えるものではなく、誰もが、ひとりひとりが大事な存在であり、生まれながらに侵されざる人権があること。義務を果たして人権があるのではなく、生まれ、そこにいるだけで尊重されるべきという当たり前の人権教育が大切で、それがこれまでの教育では見落とされていたのではないのでしょうか。生きにくさも、この根本を見直してほしい。自殺や生きにくさのところで、マイノリティだから生きにくいのではなく、尊重し、尊重される大切さを学ぶべきです。	1	全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進してまいります。	修正なし
36	20	用語の解説				差別的取り扱い等の「下の行為」部分を「就職や住まいにおける差別を行うこと」と文言の削除・修正を求めます。正当な理由なく、とすることは広範囲に渡り、他の人権を侵害しかねないと考えます。その場合現段階で人権を侵害されやすい女性への差別が増長する可能性があります。	4	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条で定義をしている差別的取り扱い等に基づいて、記載しております。	修正なし
37	20	用語の解説				「差別的取り扱い」の性自認を理由として不利益な取り扱いをするの意味がわかりません。性別ならまだしも「性自認」とは用語の解説から判断できるのは「自己認識」ということだけです。自称と何も区別ができるものではありません。自称している性別とは異なる扱いをしてはならないということでしょうか。公的にそういった「自称」を疑ってはならず、その通りに扱わなければならないとなったら女性専用の施設の安全が守られなくなります。『性自認』の文言削除を求めます。	2	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条で定義をしている差別的取り扱い等について定義しております。自らの性自認は尊重されるべきものですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということにはなく、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が、法律による規制を上回ることはないため、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。県では、LGBTQの方が、差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる性の多様性が尊重された社会を目指しています。	修正なし
38	20	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性 に関する理 解の増進	1 県民や 事業者等へ の意識啓発		「差別的取り扱い等」の禁止をはじめ必要な啓発、の箇所の削除を求めます。性自認という言葉自体が非常に曖昧な概念であり、「性自認による差別」があったかどうかは完全に個人の感覚に委ねられるため、第三者による客観的な判断が不可能である。性自認とは単なる自称であり、非当事者が容易に悪用できてしまう穴だらけの概念であるため、とても危惧をしている。	4	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条の解釈として、「不当な差別的取り扱い」とは、正当な理由なく、性的指向又は性自認を理由として、不利益な取扱いをすることで、具体的には、性的指向・性自認を理由として、従業員を解雇することや、人権の観点から何人も行ってはならない相手の人格を否定する差別的な言動、誹謗中傷、SNS等での差別的な書き込みをすることなどを想定しております。それらを未然に防いでいくため、県民、事業者等の理解を深めるための必要な啓発を行ってまいります。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
39	20	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性 に関する理解 の増進	1 県民や 事業者等へ の意識啓発		差別的取扱いの禁止について(第4条)のQ&Aによると「具体的には、性的指向・性自認を理由として、採用時の内定を取り消すこと、従業員を解雇することや、人権の観点から何人も行ってはならない相手の人格を否定する差別的な言動、誹謗中傷、SNS等での差別的な書き込みをすることなどを想定しており、それらを未然に防いでいくことが求められます。」とありますが、法律的には差別的取扱いに誹謗中傷やSNSの書き込みは入らないはずなので訂正してもらいたいと考えます。「差別」の範囲が拡大されると、言論統制につながるおそれがあるのではないのでしょうか。	2	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条の解釈として、「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、性的指向又は性自認を理由として、不利益な取扱いをすること、具体的には、性的指向・性自認を理由として、従業員を解雇することや、人権の観点から何人も行ってはならない相手の人格を否定する差別的な言動、誹謗中傷、SNS等での差別的な書き込みをすることなどを想定しております。それらを未然に防いでいくため、県民、事業者等の理解を深めるための必要な啓発を行ってまいります。	修正なし
40	20	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性 に関する理解 の増進	1 県民や 事業者等へ の意識啓発		LGBの方が性的指向を理由からかきを受けたり、差別にさらされたりすることを防ぐために、県として理解増進や相談体制の強化に取り組むことは、多くの方の生きやすさにつながると思います。ぜひ進めていただきたいです。	1	御意見を踏まえ、「基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進」を進めてまいります。	修正なし
41	20	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性 に関する理解 の増進	1 県民や 事業者等へ の意識啓発		「差別的取扱い等」の禁止を明言していただけるのはありがたいです。ただ、「禁止」と言うことには強い反発が予想されます。推測ですが、反発する人は「今度は自分が差別者だと非難され、迫害される」と考えるのでしょうか。差別した人に対して、どの点が差別でどう改善すればいいのかわかなくて、その後また社会に迎え入れる、というロードマップを具体的に示していただきたいです。差別の指摘・条例に基づく処置(処罰含む)→教育→社会復帰、という事を赦す、優しい埼玉であってほしいです。	1	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条の解釈として、「不当な差別的取扱い」とは正当な理由なく、「性的指向又は性自認を理由として、不利益な取扱いをすること、具体的には、性的指向・性自認を理由として、従業員を解雇することや、人権の観点から何人も行ってはならない相手の人格を否定する差別的な言動、誹謗中傷、SNS等での差別的な書き込みをすることなどを想定しております。それらを未然に防いでいくため、県民、事業者等の理解を深めるための必要な啓発を行ってまいります。	修正なし
42	20	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性 に関する理解 の増進	1 県民や 事業者等へ の意識啓発		「差別的取扱い等」の禁止とあるが、差別ではなく区別は必要であることを理解していないように思える。LGBTQに配慮するあまりに、女性の人権が脅かされることはあってはならない。この条項を記載するならば、その前に基本的人権(特に性被害にあいやすい女性や子供の)と安心を県として守ると明記してほしい。	2	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第4条の解釈として、「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、性的指向又は性自認を理由として、不利益な取扱いをすること、具体的には、性的指向・性自認を理由として、従業員を解雇することや、人権の観点から何人も行ってはならない相手の人格を否定する差別的な言動、誹謗中傷、SNS等での差別的な書き込みをすることなどを想定しております。それらを未然に防いでいくため、県民、事業者等の理解を深めるための必要な啓発を行ってまいります。	修正なし
43	20	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性 に関する理解 の増進	1 県民や 事業者等へ の意識啓発		対象に県議会議員、市区町村議員を含めてください。政治家による人権侵害や差別をなくすよう取り組むべきと考えます。	1	計画の具体的施策「性の多様性に関する理解の増進」を進めていく上で県民、事業者、民間団体、学校に対し、必要な啓発・教育、制度等の周知により、性の多様性に関する理解増進を図ってまいります。	修正なし
44	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性 に関する理解 の増進	1 県民や 事業者等へ の意識啓発	④性の多 様性に関 する情報 発信・実 態把握な どの実施	この意見募集を、Twitterで他県の方のツイートで知りました。また、サイタマ人権ポータルのTwitterアカウントをフォローしていますが、様々な取り組みがあるのに発信数が非常に少ないと感じます。この基本計画についても積極的な発信をお願いできればと思います。大野知事のわかりやすく丁寧な発信にコロナ禍では救われる思いでした。そのお力を、こちらにもぜひふるっていただきたく思います。	1	計画の具体的施策「県民や事業者等への意識啓発」の性の多様性に関する意識啓発を進めていく上で、SNS等を活用して県民、事業者等に対し、計画を始め広く性の多様性に関する啓発を行い、性の多様性に関する理解の増進を図ってまいります。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
45	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進		「性自認..一人一人異なり、そのことは尊重すべきものであるとの正しい理解を深める教育」の「性自認」という言葉の削除を求めます。	5	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条で、「性自認」は「自己の性別についての認識」として定義しており、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を通じ全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	修正なし
46	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進		県内すべての学校(特に県立学校)において、講演会等(児童・生徒を対象にしたものと、教職員・保護者を対象にしたものそれぞれ)を実施してください。その際、特に学校においては、独自の予算をつけることが難しい現状があります。他の自治体では、たとえば東京都では「東京都人権啓発センター」が、神奈川県川崎市では「川崎市教育委員会」が、費用を負担して講師を招聘している例があります。県の予算でそうした取り組みを推進できるというのではないのでしょうか。	1	計画の具体的施策「性の多様性に係る人権教育の推進」の児童生徒に対する教育を実施する上で、いただいた御意見を参考に、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	修正なし
47	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進		「個人を尊重した人権教育」との置き換えを求めます。一人一人異なる性的指向や性自認を尊重する、とするのではなく個人を個人のまま尊重する教育をすすめていけば、それは自ずと性的指向や性自認の尊重につながります。これは、我が国の憲法が人権を保護するにあたって、個人の尊重を第一としていることから発想しています。	1	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条で、「性自認」は「自己の性別についての認識」として定義しており、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を通じ全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	修正なし
48	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進		性的指向は一人一人異なり、そのことは尊重すべきものである。また性自認は自由であるが、生物学的には変更できるものではなく、他人に自認を強要すべきではないとの正しい理解を深める教育を推進します。	1	計画の具体的施策「性の多様性に係る人権教育の推進」の児童生徒に対する教育を実施する上で、いただいた御意見を参考に、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	修正なし
49	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	TQIに関しては、ジェンダー規範を強化しかなないという点で注意が必要だと感じています。海外の事例に見られるように児童生徒に「ピンクが好きなら君は女の子」「サッカーが好きならあなたは男の子」と教えるようなことにならないよう、教育者側の意識向上が求められます。	1	計画の具体的施策「性の多様性に係る人権教育の推進」の児童生徒に対する教育を実施する上で、いただいた御意見を参考に、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	修正なし
50	21	第3章 計画の内容	基本方針 I 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	包括的性教育(リプロダクティブヘルス&ライツ、セクハラ、性被害など)の実施を書き加えてください。性教育なしには、性の多様性を正しく理解することはできません。	1	学校における性に関する指導は、これまで学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて行ってまいります。 具体的には、保健の授業において、思春期に起こる生殖機能の成熟などの体の変化、及び成熟に伴う心の変化に関連して、相手を理解したり、尊重したりすること、性情報への対処など適切な態度や行動の選択とその責任感などについて学習します。いただいた御意見を参考に、引き続きこれらの指導を行う教育や男女平等に関する人権教育などを行ってまいります。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
51	21	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	家庭環境により不安定な精神状態にある子供の場合、「男の子が欲しかった」等と親が日ごろから口にしてしまうと、自分の性別はあるべき姿ではないと思いつくようになり性自認が揺らぐこともあります。本人の意思による決定権は成人以降においては尊重されるべきです。しかし、海外においても若いころに性転換手術を実施し、成人してから後悔してしまう事例もあるため、LGBTQの教育に関しては慎重に行うべきだと思います。	1	計画の「性の多様性に係る人権教育の推進」の児童生徒に対する教育を実施する上で、いただいた御意見を参考に、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身に付け、理解を深める教育を行ってまいります。	修正なし
52	21	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	科学的根拠のない考え方を子どもたちへ教えることに反対です。どこの宗教にも属していない公立の学校で特定の宗教的ともいえる考え方を教えるなんて保護者が知ったら黙っていないかと思われます。ほかの授業とも矛盾や性教育への悪影響が考えられます。性犯罪に巻き込まれるようになったというケースもあります。授業で教えることはあくまでもそういう人がいる、ということまでで事実を反することを教え込むなんてことがないようにしてください。LGBT団体だけが主導するのではなくPTAや人権団体や倫理委員会などがきちんと問題がないか確かめられる体制をとってください。	1	自らの性自認は尊重されるべきものですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということにはなく、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
53	21	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	①児童生徒に対する教育の実施	T/Qについて、賛否両論を呼ぶ説を一般に認められている説として教えるのは生徒の最良の利益にはなりません。「性別(つまり男女)は連続的(スペクトラム)であり、二つの生殖の分類だと信じてはだめ」だと子供に教えるべきではありません。	2	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条で、「性自認」は「自己の性別についての認識」として定義しており、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を通じ全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	修正なし
54	22	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	③家庭、地域社会における学習機会の提供	県民講座にとどまらない、中高年齢層が広くアクセスできるような、社会教育の充実を。 具体的には、図書館の収蔵書籍の充実。地方自治体の多くの図書館が予算削減で県民からの要望に応えられない状況がある。知る権利保障のため、LGBTQ関連書籍や参考書で学びたい当事者や広く県民全体のために、各自治体への予算を補助できないか。むろん、県立図書館で充実させた上で各地域の図書館に配本できるシステムも更に充実させてほしい。	1	厳しい財政状況で予算補助は困難ですが、県立図書館で所蔵している図書は相互貸借という形で各市町村立図書館等で取り寄せが可能です。図書館サービスの充実を図る上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
55	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		Qの削除を求めます。関係相談機関の明示をしてください。LGBT当事者団体であればどこでも良いのではなく、ここで精査をしていただくよう求めます。	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に専門相談である『にじいろ県民相談』を始め、他の機関と連携を進め相談体制の充実を図ってまいります。	修正なし
56	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実			相談体制については民間団体にも委託すると思うが、公金が使われているにもかかわらず団体の会計監査が行われない、契約過程も不明、というような杜撰な管理体制で行われないようにしていただきたい。	1	相談体制の実施にあたって委託契約を締結する際には、県の財務規則を踏まえるとともに、財務状況も確認の上、契約しております。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
57	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		「若年層に対する性的マイノリティの居場所づくりの検討を行う」を新設してほしい。調査結果においても若年層の当事者は学校や生活において困難に直面しているため、若年層を対象にして、多様な性について気軽に語り合える居場所を提供する必要があると考える。	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
58	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐことにより、性的指向や性自認に関する相談者の悩みや不安を解消の削除を求めます。「性自認」という概念は非常に曖昧なものであり、安易に助言できるものではないです。不適切な助言がなされる可能性があります。	1	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条では、「性自認」は「自己の性別についての認識」と定義しています。計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に専門相談である『にじいろ県民相談』を始め、他の機関と連携を進めて相談体制の充実を図ってまいります。	修正なし
59	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実 2 県内相談機関への支援		相談体制の充実の内容は分かるが、「県民向け相談の実施」と「学校における相談の実施」と「事業者向け相談の実施」はそれぞれ別々としては結構だが、相談する窓口が分かりにくく、相談しづらい環境がある。「県内相談機関への支援」についてもどこで相談機関を利用できるかが具体的に書かれていない。もう少し、性的少数者の当事者が分かりやすい県民向け相談、学校における相談の実施、事業者向け相談の実施を広報してください。また、相談機関への利用する場所を情報に埼玉県ホームページに掲載してください。不安やネットワークの構築をしてもらわないと困る。埼玉県は責任を持ってしっかりしてほしい。	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」を進めていく上で、いただいた御意見を参考に分かりやすい相談窓口の広報を図ってまいります。	修正なし
60	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		子供、若者、労働者への対策はありましたが、高齢者への取り組みが書かれておりません。独身が多い事や同性パートナーがいても家族とみなされない問題は介護や財産保護にも関わってきます。若い頃からの孤独で精神を病む方も多いです。高齢であるほど古い価値観に苦しめられ、周囲や公共機関にも相談できず孤立するのです。そんな高齢LGBTQの方の対策(LGBTQについて「身近にもいる」という周知、法的な相談・情報提供や精神カウンセリング等)があってもよいのではないのでしょうか？	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に専門相談である『にじいろ県民相談』を始め、他の機関と連携を進めて相談体制の充実を図ってまいります。	修正なし
61	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		「LGBTQ+相談案内カード」の配布について例えば、学校に配布していても設置場所の問題があります。ただ置いていても、センシティブなことなので取りたい生徒がいても手にできません。トイレや保健室への設置場所のアドバイスはしていますか？それから、性別違和は割と幼少期からはじまる子供もいます。幼稚園・保育園への設置をお願いしたいです(この場合は、親が手にできる所への設置)。その他、養護施設・ファミリーホーム・更生保護施設・子ども食堂・病院など、くまなく置いていただけると有難いです。そして、半年に一回は設置状況を確認してください。	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に相談案内カードの設置場所の工夫を図ってまいります。	修正なし



No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
62	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		「助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐ」の文言を削除 定義自体が曖昧な性自認について第三者から適切な助言を得られないと思うため。	10	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条では、「性自認」は「自己の性別についての認識」と定義しています。計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に専門相談である『にじいろ県民相談』を始め、他の機関と連携を進めて相談体制の充実してまいります。	修正なし
63	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実		理解の増進を図る啓発・教育・制度の周知は大切なことなので賛成です。具体的施策に、「助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐ」とありますが、どのような方が助言をするのか、どのような支援機関に繋ぐのか、その選定方法は、経費(会計)はどうなるのか、その実施状況、実施結果、など詳細をしっかりと開示できるようにしておく必要があると思います。	2	計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に専門相談である『にじいろ県民相談』を始め、他の機関と連携を進めて相談体制の充実してまいります。	修正なし
64	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	困っている方のために専門相談の実施はいいのですが、狭いイデオロギーで反応するならば、問題の本当の理由は誤解される可能性が高いです。その人たちの声も聞いて、どうやって苦しまないようにサポートするべきかを考えて欲しいです。	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に専門相談である『にじいろ県民相談』を始め、他の機関と連携を進めて相談者へ支援を図ってまいります。	修正なし
65	23	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	専門機関につなぐといっても、たとえば性別違和・性別不合の診断ができる医療機関はほとんどありません。対象が子どもとなればなおさらで、都内の病院も初診までに半年かかることはザラです。しかしもともとの分野においては、埼玉医科大学が先駆者的存在でした。埼玉医科大学をはじめ、県内の医療機関と連携して、専門性をもった医師(特に診断・治療・手術のできる医師)の養成にも注力してください。	1	性同一性障害の診断及び治療については、現在、日本精神神経学会がまとめたガイドラインに基づき診断と治療が行われています。にじいろ県民相談などを通じて、相談者の悩みや不安を解消してまいります。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
66	24	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	女性専用のシェルターや母子寮も入所の条件が厳しく、8～9年ほど前の時点でもDV被害から逃げる際、ビジネスホテル滞在を数日経ないと民間シェルターにもたどり着けなかった。また母子寮はにべもなく断られ学齢期の子と共に絶望的な気持ちになった。民間の地域資源も予算も乏しいことを当時思い知ったし、県外で充実しているかというところでもないということが同じ被害を受けてきた女性の話から伺いしれた。だから、性別などで入所を断られる、門前払いをされる、ということは容易に想像でき、人的にも、予算的にも、別途力を入れないとならない分野ではないかと考える。相談支援もぜひ丁寧に行っていただきたい。性暴力、性被害、モラルハラスメントを受ける確率がセクシャルマイノリティに顕著であることがアンケートやその他の統計からも明らか。一方でトランスジェンダーの被害は多いのにまるで加害をする可能性が高いかのような流言があり、一般にそのようなデマが浸透してしまえば、まったく生きのびる道が閉ざされてしまう。施設設計の段階からの差別のない運営の在り方を急いで協議、研究し実践して欲しいです。予算や受け入れ/利用可能者人数、新施設設数など数値目標を掲げて欲しいです。民間のボランティア活動に全面的に頼って運営している状況を変えて欲しいと思っています。	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」、県民向け相談の実施を進めていく上で、御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
67	24	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	自殺防止に向けた相談の実施を県内相談機関への再構築にしていきたい。県民向け相談窓口を増やし、性の多様性を尊重する相談できる場所と自殺防止に向けた相談できる場所を統合してください。	1	計画の具体的施策「相談体制の充実」の県民向け相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に専門相談である『にじいろ県民相談』を始め、他の機関と連携を進めてまいります。	修正なし
68	24	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	①県民向け相談の実施	「自殺防止に向けた相談の実施」の文中のQの削除を求めます。	1	本計画ではLGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しており、Qについては、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しています。今後も、計画の基本方針Ⅰ「性の多様性に関する理解の増進」を図ってまいります。	修正なし
69	24	第3章 計画の内容	基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進	2 性の多様性に係る人権教育の推進	②学校における相談の実施	子どもの人権侵害の恐れがあると考え、文言の削除を求めます。	5	計画の「相談体制の充実」の学校における相談の実施を進めていく上で、いただいた御意見を参考に、教育相談体制を整備してまいります。	修正なし
70	24	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	②学校における相談の実施	「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の効果的な配置により、学校における教育相談体制を整備します。」とあります。是非とも推進いただきたいです。加えて、当事者団体との連携を強化していただきたいです。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといえど、SOGI関連のことに詳しいとは限りません。適切な体制を整え、適切な対応をするためには、当事者の目線が欠かせないからです。また同様の理由で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの定期的な性的マイノリティに関する研修の実施もお願いします。まずは当事者団体等が実施するワークショップやシンポジウムへの参加推奨というような形でいいと思います。	1	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象とした研修において、いただいた御意見を参考に、「SOGI」に関する内容を取り入れるなど、専門職等の資質向上を図り、今後も教育相談体制の充実に努めてまいります。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
71	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	④苦情処理のあり方の検討	苦情処理のあり方の検討の文言の削除を求めます。「性自認」という言葉は意味や定義が曖昧で一定ではありません。苦情処理窓口等の設置は、そのような、判断基準の曖昧な「性自認に基づく差別」ということによっては、女性や子どもの人権を求める声を萎縮させてしまう可能性があります。よって、苦情処理窓口等の設置は不適切であると考え、文言の削除を求めます。	15	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条では、「性自認」は「自己の性別についての認識」と定義しています。全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として、今後、苦情処理のあり方を検討する上で、御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
72	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	④苦情処理のあり方の検討	相談先がLGBTQを支援する団体だと女性の人権へ配慮がされず、身体的弱者が委縮するのではと不安です。中立で専門的な相談先を望みます。	6	相談先の選定に当たっては、企画提案により御応募いただいた事業者に対して、審査委員会を設置し、その選定基準の下、厳正なる審査を踏まえています。今後も、公正な選定を図ってまいります。	修正なし
73	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	④苦情処理のあり方の検討	民間事業者や施設への圧力となり、管理者の意見よりクレームの意見が重視されてしまう可能性を憂慮します。	1	全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として、今後、苦情処理のあり方を検討する上で、御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
74	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	1 相談体制の充実	④苦情処理のあり方の検討	「苦情処理委員会の設置に向けた検討」に変更する。この課題が昨今急速に可視化されたのに比例して、LGBTQ当事者に対する不当な攻撃も急増している。「苦情処理委員会」を設置することにより、苦情やハラスメントの原因追及と要因分析が可能となり、その後の再発防止につながる事が期待できる。埼玉県男女共同参画条例にある苦情処理委員会や、豊島区の苦情処理委員会も参照のこと。	1	全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として、今後、苦情処理のあり方を検討する上で、御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
75	25	第3章 計画の内容	基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実	2 県内相談機関への支援	②県内相談機関ネットワークの構築	県として「にじいろ県民相談」を実施して下さっていることは大変ありがたいです。一方で、県内の市町村は、一部(鴻巣市等)をのぞくと専門相談窓口のない地域がほとんどです。より地域に密着した相談体制を構築してください。	1	計画の具体的施策「県内相談機関への支援」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
76	26	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり			LGBTQのQの削除を求めます。	2	LGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しています。なお、本計画では、Qについては、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しています。今後も、計画の基本方針Ⅰ性の多様性に関する理解の増進を図ってまいります。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
77	26	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり			現状と課題「自らの性的指向や性自認だけでなく、自分自身そのものを、あるいは生き方を否定されているという気持ちに陥りやすい」の文章の削除を求めます。当事者が「性自認を否定されているという気持ちに陥る」原因は、「性自認」という概念自体が曖昧であり、それゆえ認識を共有すること自体に難しさがあることが大きな要因であると考えます。	5	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第2条では、「性自認」は「自己の性別についての認識」と定義しています。県としては、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、全ての人の人権が尊重された社会を目指してまいります。	修正なし
78	26	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり			LGBTQの人々が暮らしやすくなる代わりに、女性や子供が暮らしにくくならないようにすべきです。性の多様性に配慮は理解できますが、配慮しすぎて、他の人たちが暮らしにくくなっては本末転倒です。	2	いただいた御意見を参考に、計画の基本方針Ⅲ暮らしやすい環境づくりを進めてまいります。	修正なし
79	26	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり			「LGBTQが安心して生活し、働くことができる暮らしやすい環境づくりを推進する」とありますが、具体的政策として「県単位でのパートナーシップ制度の導入」を追加することを求めます。	20	パートナーシップ制度は、生計を共にされるLGBTQの方の権利や身分については、何らかの効果が生じるものではないことから、実効性のある取組を進めていく必要があります。そこで、県では、パートナーシップ制度の有無に関わらず、県が所掌する権利や身分に関する県の制度や手続きについて、各々の制度や手続で事実婚を認めている場合には、同性パートナーにも同様に適用できるか検討し、見直しを進めています。また、こうした取組が市町村や企業へ広げてもらうよう、働き掛けを行ってまいります。なお、パートナーシップ制度は、婚姻届の受付など、戸籍制度を有する市町村が担うことが相応しいことから、県ではパートナーシップ制度の導入を図る市町村に対して、情報提供や情報共有の場を設けるなどの支援をしています。	修正なし
80	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進	「合理的配慮指針」に女性の安全や人権に配慮という文言を入れてほしいです。更衣室やトイレなどの施設は、見た目とは関係なく、自認ではなく身体の性別に従って利用することを今後も徹底するようにお願いします。皆が利用しやすいように「だれでもトイレ」が増えることは歓迎します。ただ、トイレ・更衣室・浴室などの施設を改修・新設の際には、女性専用のエリアがきちんと確保されることを切に願います。	27	自らの性自認は尊重されるべきものですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということにはなく、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。合理的配慮指針は、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第10条の規定に基づき、埼玉県が実施する事務事業において講ずべき合理的な配慮について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものです。計画の「性の多様性への合理的配慮指針を踏まえた県の事務事業の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
81	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進	トイレや公衆浴場は「生物学的」男女別であるべきです。県のホームページには入浴施設は戸籍性別で入る旨が記載されていますが、そもそも広く県民に了承されていません。	1	自らの性自認は尊重されるべきものですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということにはなく、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。合理的配慮指針は、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第10条の規定に基づき、埼玉県が実施する事務事業において講ずべき合理的な配慮について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものです。計画の「性の多様性への合理的配慮指針を踏まえた県の事務事業の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
82	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進	合理的配慮指針は計画策定後に策定されるものと読めるにもかかわらず、この3月に策定されるものとなっているのか、不明である。性別把握を「行わない」ものとし、「例外」を挙げるといやり方の妥当性について議論をしなかったこの会議は、慎重さを欠いており、国のいう「拙速な対応」の実例となっている。埼玉県は、この「指針案」の策定について、撤回し、より慎重な議論を行うべきであるので、それを求める。	1	合理的配慮方針は、3月に策定しておりますので、御意見を踏まえて、その旨修正いたしました。合理的配慮指針は、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例第10条の規定に基づき、埼玉県が実施する事務事業において講ずべき合理的な配慮について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものです。計画の「性の多様性への合理的配慮指針を踏まえた県の事務事業の推進」を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	修正あり
83	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた	既存の更衣室や浴(室)などについて可能な限り性別にかかわらず使用できるエリアを設ける。新しく施設などを新設するときは、性別にかかわらず使用できるエリアの設置を検討する。	1	今後、性の多様性への合理的配慮指針を踏まえた県の事務事業の推進を進める上で、御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
84	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	②埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進	「福祉のまちづくり条例」推進協議会、福祉政策課、建築安全課などとの共同で、福祉のまちづくり条例にセクシャルマイノリティの観点を入れ、誰でも利用しやすい施設の整備促進をしてください。セクシャルマイノリティを含めたすべての県民が安心して生活し、等しく社会参加することができる地域社会を実現してください。同協議会委員に、必要なだけの「性の多様性」についての研修機会を設けてほしい。平成7年に施行された埼玉県の優れた条例を足掛かりにしながら、新たにハード面にトランスジェンダーやノンバイナリーなど出生時に割り当てられた性別に不同調な人にとつてのバリアフリー化を盛り込み、県立の建物、公共施設などから早急に予算化し進めてほしい。埼玉県が特に優れた先進モデル自治体例となりうるし、ぜひ実現してほしい。なによりも現在、現実にはトイレや公共施設で不便や不安を抱えながら日常を送らねばならない特に性別不適合/トランスジェンダー当事者の存在が「まちづくり」のデザインに想定されていない問題を解消する必要があると考える。ハード面だけでなくバリアフリー化を進めてほしい。	1	今後、性の多様性への合理的配慮指針を踏まえた県の事務事業の推進を進める上で、御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
85	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	性自認に関してですが、第二性徴と重なる10代のうちは特に性自認がゆるぎやすい場合があり、海外では学校のカウンセラーがトランス権利団体に10代の生徒を紹介し、問題になっているケースもあります。	1	学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
86	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	LGBTQはもちろんですが、現状としてないがしろになりやすい女子児童の安全等についても阻害されないようにしてください。	2	自らの性自認は尊重されるべきものですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということにはなく、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
87	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	男女別学の学校におけるトランスジェンダー生徒の性自認に基づく受け入れはせず、身体性別に基づいて入学を許可すべきだと考える。また共学校においても、身体性別に基づく更衣室やトイレの区分を徹底すべきである。	1	自らの性自認は尊重されるべきものですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということではなく、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
88	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	児童や生徒に性的マイノリティが存在する場合は想定されていますが、性的マイノリティを親や家族に持つ児童や生徒もいます。同性カップルに養育される子どもなどが想定できます。そうした児童や生徒への配慮も必要です。	1	学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	修正なし
89	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	制服の自由化を。体育着など学校指定装の男女別を規定しないでください。二元的(バイナリー)な現況では教育自体からこぼれ落ちる子どもがいます。当事者教職員の就労環境の改善も目指すことで、教育を受ける当事者も教育への安心や信頼度が増すと考えます。	1	性の多様性を尊重する観点から、生徒が自分の意志で制服を選択できるようにすることは大切であると捉えており、特に女性の制服がスラックスとスカート双方が普及している社会も踏まえ、このたび全ての県立高校で、女子用制服についてはスラックスとスカートの選択ができるようにしたところです。制服の指定を含めた校則は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているかどうかを、学校の教育目標を踏まえて各学校長が適切に定めることとなっております。いただいた御意見を参考に、県教育委員会では、各県立学校の校則の制定及びその運用が適切になされるよう指導するとともに、市町村教育委員会に対しては、県立学校の取組状況を情報提供してまいります。	修正なし
90	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	男女別授業の見直し、廃止を。県立高校入試の際の性別表記の見直し、廃止を。自認の性に応じた学校トイレの使用(ただし、カミングアウトを強制しない。必要に応じて早急に、また、新設、増改築する場合など、オールジェンダートイレ、多目的トイレの充実を図ってほしい。月経や身体の事情などで「生理用ナプキン」を必要としている人のために、学校トイレ無償配布してほしい。整列方法、式典などでのジェンダーバイアスをなくしてほしい。	1	これまで、男女別名簿や県立高校入試の際の性別表記については、廃止しているところです。今後も、いただいた御意見を参考に、学校における性の多様性への配慮を進めてまいります。	修正なし
91	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	学校の女子トイレを維持してください。トランスジェンダーの方々のためにオールジェンダートイレを新設しそれを増やして下さい。害意を持った男性とトランス女性を判別するすべはありません。トランス女性と生物的女性の共存のために生物的女性女性のスペースを維持してください。	1	自らの性自認は尊重されるべきものですが、どんな場合でも性自認が戸籍上の性別に優先されるということではなく、性の多様性の尊重を理由に、違法性が阻却されることはありません。全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていく上で、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
92	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	「イ LGBTQの子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します」については、学校に特定の支援団体が介入するはない。行政が保護者の賛成や理解もないまま学校という場に特定の団体を介入させるのはおかしい。	1	計画の具体的施策「安心して生活できる環境づくりの推進」の学校における性の多様性への配慮を進めていく上で、いただいた御意見を参考に、環境づくりを推進してまいります。	修正なし
93	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	③学校における性の多様性への配慮	「イ LGBTQの子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進します」は、上記の削除を求めます。「性自認」という概念は非常に曖昧なものであり、安易に助言できるものではないです。不適切な助言がなされる可能性があります。また「適切な支援機関」とありますが、子供や女性の人権について理解がない支援機関も存在しています 学校で性的マイノリティ(LGB)については知る、学ぶ機会が設けられることについては賛成ですが、TやQ、+についてはそれぞれが何を意味するのかの明確化が必要ですし、明確にしたところで適切な教え方ができるのか、適切に伝えられるのか、しっかりと吟味すべきです。そもそも学校ではその性別違和の原因になっている“男性とはこうあるべき”、“女性とはこうあるべき”という固定観念を払拭することからはじめるべきです。そういった「そもそも」をすっとばし、悩める子どもたちに性的マイノリティのラベルを貼るような行為には断固反対です。	11	計画の具体的施策「安心して生活できる環境づくりの推進」の学校における性の多様性への配慮を進めていく上で、いただいた御意見を参考に、環境づくりを推進してまいります。	修正なし
94	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	④防災対策における性の多様性への配慮	「④防災対策における性の多様性への配慮」についての削除を求めます。災害時は現場の混乱もあり、また避難所に集まった人々で運営がなされるため、安全に対する取り組みが十分行われる確証もありません。	8	防災対策における性の多様性への配慮を進めていくにあたっては、いただいた御意見を参考してまいります。	修正なし
95	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	④防災対策における性の多様性への配慮	避難所運営においては、性の多様性に配慮し、災害時に性被害に遭う可能性の高い女性の安全を損なう事のないよう女性スペースは確保した上で設置・運営を行います。	9	防災対策における性の多様性への配慮を進めていくにあたっては、いただいた御意見を参考してまいります。	修正なし
96	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	④防災対策における性の多様性への配慮	計画(案)でも触れられているが、GenderIdentityを尊重し、条例第4条にうたわれている、差別的取扱い等の禁止を遵守してください。2011年の地震のような大きな災害はいつ来るかわからず、その時に混乱しないよう、また、「差別はいけない」という観点を大切にこの条例の計画案を着実にすすめてください。子育て経験もし、男性からの暴力やハラスメント被害も受けたいち女性としても、トランスジェンダー差別はどうしてもやめて、真面目に、県民みなさんが安心安全な社会を作る必要があると切実に思っています。女性の権利とトランスジェンダーの権利が衝突するとご主張する方々がいらっしゃるようですがそのような概念が成りたつとは考えにくいです。LGBTQやその家族らが避難を躊躇う状況が想定されるような計画をすすめることは絶対にやめてください。大切な家族を失ったりすることが考えられるのでどうしてもお願いしたいです。	1	防災対策における性の多様性への配慮を進めていくにあたっては、いただいた御意見を参考にしてまいります。	修正なし
97	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤医療機関・不動産業界等への働きかけ	医療に関しては、身体上の性別に応じて対応しなければならないことも多いと思いますので、熟考をお願いします。	2	医療機関への働きかけを進めていくに当たり、いただいた御意見を参考にいたします。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
98	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤医療機関・不動産業界等への働きかけ	特に産婦人科等は性被害に遭い日常生活を送る事が困難な患者がいる事を十分認識し、男性向けに別の待機室を設置することなどの取組を行うよう働きかけます。	1	医療機関への働きかけを進めていくに当たり、いただいた御意見を参考にいたします。	修正なし
99	27	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤医療機関・不動産業界等への働きかけ	インクルーシブである事は今後の社会において必須です。しかし男女差のある疾病も見逃す事はできません。男女区分をなくす事で男性・女性だけではなく、トランス当事者の医療機会を奪うことにもなりかねません。	1	医療機関への働きかけを進めていくに当たり、いただいた御意見を参考にいたします。	修正なし
100	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤医療機関・不動産業界等への働きかけ	「不動産業界等への働きかけ」に関しては、不動産仲介業者がLGBTQに対応したくても、大家さんが首を縦にふってくれないという声をよく耳にします。大家さんをしている人たちにも啓発が行き届くようにしてください。	1	御意見を踏まえて推進項目「④医療機関・不動産業界等への働きかけ」を「不動産関係団体等を通じ、不動産事業者や賃貸住宅の貸主の理解を深めるなど、LGBTQの賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めていきます。」に修正しました。	修正あり
101	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤医療機関・不動産業界等への働きかけ	女性専用を掲げる賃貸住宅については、なぜ女性専用賃貸を選択する女性がいるのか深刻な事案を考慮し、トランス女性等の男性が入居を希望した際に断る事を認められるよう、十分に女性の心身の安全に配慮するよう働きかけます。	1	不動産業界等への働きかけを進めていくに当たっては、いただいた御意見を参考にまいります。	修正なし
102	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑤医療機関・不動産業界等への働きかけ	昔から心と体の合致しない人々は存在しました。それについては今も昔もこの先も個々の自由であり差別することはありません。LGBTQの人が悩みを吐き出せるスクールカウンセラーなどを設けることには反対しません。LGBTQの人達の入居の働きかけを行政ですることには反対します。生活困窮者の人を除き入居の働きかけは行政ではないのにLGBTQとなると条例や働きかけがあることに平等性を感じません。LGBTQ人々はひっそりと同居し自力で幸せを掴んでいます。多様性を尊重した社会づくりは既に成立しています。	1	不動産業界等への働きかけを進めていくに当たっては、いただいた御意見を参考にまいります。	修正なし
103	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑥市町村への支援	パートナーシップ宣誓制度を制定するよう、県が各市町村に対して、理解を求めてほしい。県内どこに住んでいても安心して暮らせるように県として、LGBTQの人権をみとめる明確な姿勢を各市町村に対して示してください。特に医療関係者にはLGBTQの方を家族としてみとめるよう啓発活動を強めていただきたい。異性カップルと同様の権利を同棲カップルにも与えられるよう、県としてのリーダーシップに期待しています。	1	パートナーシップ制度は、生計を共にされるLGBTQの方の権利や身分については、何らかの効果が生じるものではないことから、実効性のある取組を進めていくことが必要です。そこで、県では、パートナーシップ制度の有無に関わらず、県が所掌する権利や身分に関する県の制度や手続きについて、各々の制度や手続で事実婚を認めている場合には、同性パートナーにも同様に適用できるか検討し、見直しを進めています。また、こうした取組が市町村や企業へ広げてもらうよう、働き掛けを行っていきます。なお、パートナーシップ制度は、婚姻届の受付など、戸籍制度を有する市町村が担うことが相応しいことから、県ではパートナーシップ制度の導入を図る市町村に対して、情報提供や情報共有の場を設けるなどの支援をしています。	修正なし



No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
104	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑥市町村への支援	「県、市町村で可能となる性的マイノリティの施策をまとめ、広く周知する」を新設する。各自治体において性的マイノリティ使える行政サービスが既に存在するが、ほとんど知られていないのが現状。県および市町村において、性的マイノリティが現状使える行政サービス、またパートナーシップ制度の利用者が県下で受けられるサービスを周知する必要があると考える。	1	県ホームページのLGBTQ(性的マイノリティ)ポータルサイトにおいて、県内市町村のパートナーシップ制度等の実施状況や相談窓口について周知しております。	修正なし
105	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑦民間団体に関する情報の提供	「民間団体に関する情報の提供」とありますが、そもそもそうした団体が活動できる基盤づくりを県がリードしてください。たとえば、東京都の多摩地域では、複数の市が持ち回りでLGBTQユースの居場所づくり(交流会)を開催しています。そのような取り組みを西部地域等にも拡大していくためにも、助成や委託といったシステムの構築が必要ではないでしょうか。	1	計画の基本方針「暮らしやすい環境づくり」を推進する上で、いただいた御意見を参考にしてまいります。	修正なし
106	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑦民間団体に関する情報の提供	県内LGBTQ支援団体等との連携を明記する。LGBTQ諸施策の推進ならびに企業の社会的責任の観点から、県内の地域事情に精通したLGBTQ支援団体との連携は必要不可欠であると考え。埼玉県企業の企業向けハンドブック「LGBTQが働きやすい職場づくりのために」の「社会貢献」でも、地域のLGBTQ関連イベントへの参加が掲載されている。	1	計画の基本方針「暮らしやすい環境づくり」を推進する上で、いただいた御意見を参考にしてまいります。	修正なし
107	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	1 安心して生活できる環境づくりの推進	⑦民間団体に関する情報の提供	「⑦民間団体に関する情報の提供」の削除を求めます。LGBTQ支援団体＝非常に偏った思想・ジェンダー感を持つ「活動家」であり、子供達への思想洗脳が懸念されます。	2	民間団体に関する情報の提供に当たっては、いただいた御意見を踏まえ、団体の設置趣旨、活動内容などを丁寧に把握の上、進めてまいります。	修正なし
108	28	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進		埼玉県が県内の事業団体等とダイバーシティ宣言を行い、県内全域の事業所において、性の多様性について一層の理解を求める。埼玉県内の医師会、宅建協会、商工会議所、事業者団体等と「ダイバーシティ宣言(仮称)」を行い、これを県がホームページ等で広く公表すること等を通じて、事業者における主体的な取組を一層促進させる。講演や研修等、理解増進の取組を行うより、効果があると考え。	1	御意見の趣旨を踏まえ、埼玉県アライチャレンジ企業登録制度の普及を通じ、LGBTQが働きやすい環境づくりに向け事業所における理解増進や取組を促進してまいります。	修正なし
109	29	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及	民間企業に対して「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」を使用して、県内事業者の取組状況を、指標により見える化とありますが、コロナによる経済の低迷や増税、社会保険料の増加などにより民間企業の負担が増えている中で、追い打ちをかけるように色々な制度を作成するのは、小さなことであっても積みもって負担増加につながる恐れがあり、注意が必要と考えます。学校教育についても教師の業務は非常に多く、採用も難しくなっている中でさらなる負担の増加は注意すべきと考えます。民間の事業者、教職員にかかわらず、現場に負担のかからないことを留意して作成いただくようお願いをしたいと思います。	1	「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」により性の多様性に配慮した取組の方向性をお示するとともに、県内企業の取組状況を見える化することで、多様な人材の確保とLGBTQの方にとって働きやすい環境づくりを促進してまいります。いただいた御意見は参考にしてまいります。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
110	29	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県 アライ チャレン ジ企業登 録制度」 の普及	県のHP以外にどんな風に広めていますか？今後の広め方について教えてください。	1	今後、LGBTQに配慮した取組を進める県内企業の先進事例をHPやSNSで情報発信するとともに、事例やノウハウを共有するための登録企業の交流会を開催して普及をまいります。	修正なし
111	29	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県 アライ チャレン ジ企業登 録制度」 の普及	この制度は普及しないと思います。単に登録を申請される企業様の自己満足で終わってしまい、LGB/TQが働きやすい環境づくりを促進する効果は殆どないと思います。事務作業や取り組んでいる状況報告作業、企業、県の担当者の作業が増えるだけだと思います。企業、県共に他のことに時間と労力を費やした方がよいと思います。これは、長年会社生活を経験していた実感です。「健康経営優良法人制度」もそうですが、実態は殆ど「うちはこんなこともやりますよ」という、自社PRの為の制度となってしまうと思います。	1	「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の普及が、LGBTQが働きやすい環境づくりを促進できるよう取り組んでまいります。	修正なし
112	29	第3章 計画の内容	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	2 働きやすい環境づくりの推進	③「埼玉県 アライ チャレン ジ企業登 録制度」 の普及	女性の安全を脅かす活動が指標にならないよう、指標策定の際は女性の意見を吸い上げるように取組をお願いします。	1	「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度」の指標は、性の多様性に関する施策推進会議委員の御意見を踏まえて、策定しております。	修正なし
113	30	第4章 計画の推進体制				LGBTQ専門委員のQを削除してください。	1	埼玉県人権施策推進会議を構成するLGBTQ専門委員会は、埼玉県人権政策推進会議設置要綱第6条の規定に基づき設置しています。 LGBTQは、性的マイノリティの総称として表記しています。なお、本計画では、Qについては、性の多様性の尊重を図る上で、クエスチョニング(性の在り方を決めていない、決められない等の人)と定義しています。	修正なし
114	30	第4章 計画の推進体制				「埼玉県人権政策推進会議」において企画・調整や進行管理が行われるとのことですが、ここにおいてもLGBTQの「人権」について、それが具体的にどのようなことを指すのか、特に前述の女性スペースにおける女性の人権との衝突に関して、きちんとした認識をもちつつ議論・検討が為されるべきです。人の内面の精神的活動は外部的行為と密接に不可分であるので、だからこそ、人権と人権の衝突が起きます。主張される人権のみを一方向的に尊重する形ではなく女性・子どもなど身体的弱者の人権も考慮した形で施策を進めていただきたくことを望みます。	3	「埼玉県人権政策推進会議」は、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するために設置しています。いただいた御意見を参考にまいります。	修正なし
115	30	第4章 計画の推進体制				この体制のトップである「埼玉県人権政策推進会議」の議長は知事ですが、知事はパートナーシップ制度の導入に関して非常に後ろ向きな発言をしています。このようなすばらしい基本計画があるにもかかわらず、知事の意向で取り組みが鈍化するようなことがないようにしてください。そして、県としてのパートナーシップ制度導入についても、知事を説得してください。また、もしも導入にあたりファミリーシップ制度も組み込むことがあれば、さいたま市のような差別的取扱いがないようにしてください。	1	パートナーシップ制度は、生計を共にされるLGBTQの方の権利や身分については、何らかの効果が生じるものではないことから、実効性のある取組を進めていくことが必要です。 そこで、県では、パートナーシップ制度の有無に関わらず、県が所掌する権利や身分に関する県の制度や手続きについて、各々の制度や手続で事実婚を認めている場合には、同性パートナーにも同様に適用できるか検討し、見直しを進めています。また、こうした取組が市町村や企業へ広げてもらうよう、働き掛けを行ってまいります。 なお、パートナーシップ制度は、婚姻届の受付など、戸籍制度を有する市町村が担うことが相応しいことから、県ではパートナーシップ制度の導入を図る市町村に対して、情報提供や情報共有の場を設けるなどの支援をしています。	修正なし

No	ページ	章	基本方針等	具体的施策	推進項目	御意見の内容	件数	県の対応・考え方(案)	修正の有無
116	30	第4章 計画の推進体制				「埼玉県人権政策推進会議」と「幹事会」に、男女共同参画の推進の立場からも、女性が多数参加することを望みます。今の県の状況では、役職につく女性が少ないため、ポジティブアクションが必要です。	1	いただいた御意見を参考に計画を推進してまいります。	修正なし
117	30	第4章 計画の推進体制				計画の推進体制図に「性の多様性の尊重推進員」とありますが、「男女共同参画推進員」と同じような立場になるのでしょうか。役割を發揮することを期待します。	1	性の多様性の尊重推進員は、県庁内の各課所に配置し、性の多様性の尊重した社会づくりの推進を図るものです。いただいた御意見を踏まえ、役割を發揮できるよう尽力してまいります。	修正なし
118	30	第4章 計画の推進体制				施策推進会議のメンバーに、女性もしくは女性の権利を守る団体を参加させてください。トランスジェンダーの問題と、女性の専用スペースの問題は女性の意見を聞きながら慎重に検討をするべきです。女性はこの問題において当事者です。	1	埼玉県性の多様性に関する施策推進会議委員については、性の多様性のみならず、男女共同参画や人権に関する有識者、企業経営者及び労働団体、市町村などと幅広い構成としており、慎重に検討を進めているところです。いただいた御意見は参考としてまいります。	修正なし
119	31	第4章 計画の推進体制				性的マイノリティは複合的な困難に直面する事が多いです。経済的に困窮しているようなケースも珍しくはないため、福祉的なアプローチを必要とする場合があります。当事者団体等との連携の中に、そうした情報のヒアリング等、行政からのアウトリーチ的な関わり方を選択肢に入れていただきたいと思います。	1	計画の推進に当たっては、いただいた御意見を参考にしております。	修正なし

# 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例全文

## 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例

令和4年7月8日

埼玉県条例第33号

### 第1条（目的）

この条例は、男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である性の在り方の尊重について、その緊要性に鑑み、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

### 第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 三 パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係をいう。

## 第3条（基本理念）

---

- 1 性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。
- 2 性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組が行われなければならない。

## 第4条（差別的取扱い等の禁止）

---

- 1 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、又は禁止してはならない。
- 3 何人も、正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

## 第5条（県の責務）

---

- 1 県は、第三条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、関係団体等と相互に連携を図るものとする。

## 第6条（市町村への支援）

---

県は、市町村が性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

## 第7条（県民の責務）

---

県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第8条（事業者の責務）

---

事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当たって性の多様性に配慮した取組を行うよう努めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第9条（基本計画）

---

1 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本方針
- 二 性の多様性を尊重した社会づくりに関する具体的施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

## 第10条（性の多様性への配慮）

---

県は、基本理念にのっとり、県が実施する事務事業において、性の多様性に合理的な配慮をしなければならない。

## 第11条（制度の整備等）

---

県は、基本理念にのっとり、パートナーシップ・ファミリーシップに関する制度その他の性の多様性を尊重した社会づくりのための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

## 第12条（啓発等）

---

1 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、暮らしやすい環境づくりを推進するため、必要な啓発、制度の周知等を行うものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、性の多様性に関する理解を深めるため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

## 第13条（人材の育成）

---

県は、性の多様性を尊重した社会づくりを担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第14条（相談体制等の整備）

---

1 県は、性の多様性に関する相談体制を整備するものとする。

2 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。

## 第15条（財政上の措置）

---

県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附則

---

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。



## 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針

<令和5年3月16日知事決裁>

### 第1 趣旨

### 第2 基本的な考え方

### 第3 合理的な配慮の内容

- 1 制度、サービス、手続等
- 2 施設・設備の整備

### 第4 合理的な配慮に関する状況の進行管理

- 1 合理的な配慮の実施状況の把握
- 2 庁内推進体制による全庁的な推進
- 3 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の意見の反映等
- 4 合理的な配慮の実施状況の公表

令和5年4月1日

## 第1 趣旨

この指針は、埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例（令和4年埼玉県条例第33号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、埼玉県（以下「県」という。）が実施する事務事業において講ずべき合理的な配慮について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。

## 第2 基本的な考え方

県は、全ての人があらゆる場において性の多様性が尊重され、安心して生活できるよう、性の多様性を尊重した社会づくりを行うという条例の基本理念にのっとり、県が実施する事務事業において、性の多様性に合理的な配慮を行う。

## 第3 合理的な配慮の内容

### 1 制度、サービス、手続等

（1）制度、サービス、手続等については、性別の把握又は男女別に限定した取扱いを次のア～オを除き、行わないものとする。

ア 国の法令で定められている場合

国の法令により性別を把握又は男女別に限定する必要性がある場合

イ 統計上の必要性

政策立案、評価又は分析などを行う際の基礎的なデータとなる公的統計や世論調査などの統計調査を行う場合

ウ 医療・福祉の必要性

医療、福祉を行うに当たり、性別を把握又は男女別に限定する必要性がある場合

エ 男女共同参画の推進上の必要性

男女共同参画の関連事業を行う場合

オ その他施策の実施上、必要と認められる場合

(2) 性別欄の記載方法は、性別を把握する目的に応じて、次の例を参考に性の多様性に配慮したものとする。

例1 性別【 女性 ・ 男性 ・ ( ) ・ 回答しない 】 記入は任意です。

※選択を必須とせず、回答しない選択肢を設ける。

例2 性別【 女性 ・ 男性 】

〇〇の理由により、法令上の性別を記入してください。

※法令上の性別を記入する必要がある場合は、理由とともにその旨を記載する。

(3) 郵送物や案内については、封筒の色や表示から本人以外の第三者に性別が分からないように配慮するものとする。また、本人に交付するものについては、可能なものは、性別を記載しないものとする。

(4) 氏名の記載を求める場合は、通称名の使用が可能であれば、あらかじめその旨を明示するものとする。

## 2 施設・設備の整備

### (1) 既存のもの

ア 可能な限り性別に関わらず利用できるエリア（トイレ、更衣室など）を設け、その旨表示を行うものとする。

（例：性別区分のないトイレについて、「誰でもトイレ」「オールジェンダートイレ」「どなたでもご自由にお使いください」などと表示する）

なお、性別に関わらず利用できるエリアの利用については、必ずしも全ての当事者が希望するものではないことに留意する。

イ 当事者のニーズに応じ個別対応が可能か検討するものとする。

（例：当事者だけが利用できる時間帯の設定）

ウ 性別に関わらず利用できるエリアを設けている場合は、その旨をホームページによる周知、案内板等による表示を行うものとする。

- (2) 新設・改修の予定があるもの  
性別に関わらず使用できるトイレや更衣室などの設置を検討するものとする。

#### 第4 合理的な配慮に関する状況の進行管理

本指針に基づき、県が実施する事務事業の見直しを進めていくものとする。

- 1 合理的な配慮の実施状況の把握  
県が実施する事務事業の合理的な配慮の実施状況を毎年度1回調査し、把握する。
- 2 庁内推進体制による全庁的な推進
  - (1) 埼玉県人権政策推進会議による進行管理  
合理的な配慮の推進に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、その企画・調整や進行管理を行う「埼玉県人権政策推進会議」とその実務を担当する「埼玉県人権政策推進会議幹事会」などにより全庁的に推進していくものとする。
  - (2) 性の多様性への合理的な配慮の推進体制  
庁内での合理的な配慮を効果的に推進するため、本庁各課（所・室）・地域機関・教育機関等に性の多様性の尊重推進員を設置し、職員への研修などを積極的に行うものとする。
- 3 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議の意見の反映等  
事務事業の実施における合理的な配慮について、標記会議の意見を積極的に反映させていくものとする。  
また、合理的な配慮の実施に当たっては、必要に応じて当事者、有識者等による助言の機会を提供するものとする。
- 4 合理的な配慮の実施状況の公表  
県が実施する事務事業の合理的な配慮の実施状況を毎年度1回県ホームページで公表する。

# 性の多様性を尊重した社会づくりの推進

【予算額】25,858千円

一部新規

担当 人権・男女共同参画課 LGBTQ担当  
内線 2927

## 目的

全ての人があるゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指す。

## 事業概要

### 性の多様性を尊重した社会づくりの推進

25,858千円

#### (1) 性の多様性に関する理解増進 (一部新規) 7,031千円

- 性の多様性に関する正しい理解が進むよう、企業・県民向けに啓発を実施

##### 新規・拡充内容

- 企業向け研修の実施【拡充】  
動画配信による基礎研修に加え、講師派遣によるケーススタディを用いた実践型研修を実施
- アライ拡大に向けた取組【拡充】  
医療機関や不動産業界向けにリーフレットを作成・配布
- 若者支援者向け講座の実施【新規】  
LGBTQに配慮した対応を目指す、若者支援者向け講座を開催



企業向け研修リーフレット(イメージ)

#### (2) 性の多様性に関する相談体制の整備 16,270千円

- 企業におけるLGBTQに関する取組を促すため、企業からの相談に対応
- 誰にも相談できずに悩んでいるLGBTQ当事者等からの相談に、電話やLINEで対応

#### (3) 性の多様性に関する暮らしやすい環境づくり (一部新規) 2,557千円

- LGBTQが安心して生活できる環境づくりに向けた施策を検討するとともに、企業の取組を「見える化」

##### 新規・拡充内容

- 埼玉県アライチャレンジ企業の取組の「見える化」【拡充】  
LGBTQに配慮した取組を進める県内企業の先進事例をHPやSNSで情報発信するとともに、事例やノウハウを共有するための登録企業の交流会を開催



埼玉県アライチャレンジ企業シンボルマーク

## 目的

性的指向・性自認に関する悩みを抱える児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう、相談体制の充実と環境づくりを推進する。

## 事業概要

## 1 学校相談体制・生徒支援の充実 4,229千円

## (1) 外部専門機関と連携した学校相談体制の充実(新規) 2,640千円

性的指向・性自認に関する児童生徒からの相談対応や配慮・支援等に関して、専門的な助言等を必要とする県立学校に対し、LGBTQ相談に精通した外部専門機関から人材を派遣するなどして相談体制を充実する。



## (2) オンラインサロン・相談会の実施 1,589千円

性的指向・性自認の悩みを家庭や学校に打ち明けることが困難な高校生を対象に、オンライン上で悩みを抱える高校生同士交流会及び個々の生徒の悩みに応じる個別相談会を各3回実施する。

## 2 教職員の資質向上と環境づくり 50千円

## (1) 性の多様性配慮取組シートの作成(新規) 50千円

学校における性の多様性に関する配慮事項を定めた取組シートを作成し、同シートを校内研修等で活用することで、各学校が教職員の資質向上を図りながら自校の取組状況を改善する。



## 今後のスケジュール

### 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画の策定

- 令和5年 4月 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議推進会議
- 6月 議会への報告
- 7月 公表(予定)

### 埼玉県性の多様性に関する施策推進会議

(第1回)

令和5年 4月 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画(案)について

(第2回)

時期調整中 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針の実施状況について(予定)